

# 公共交通機関における外国語等による 情報提供促進措置ガイドライン

～外国人がひとり歩きできる公共交通の実現に向けて～

(公共交通事業者等における外国人観光旅客に対する案内情報提供に関する検討会報告)

平成 18 年 3 月

国土交通省総合政策局観光地域振興課

## はじめに

観光立国の実現を図るため、2010年までに訪日外国人観光旅客数を1000万人に倍増させる目標を掲げ、内閣総理大臣のもとに観光立国懇談会を開催し、平成15年4月、観光立国としての基本的なあり方を示すとともに、実現していく上での課題と戦略を提言した。

観光立国の理念は「住んでよし、訪れてよしの国づくり」であり、実現に向けた課題と戦略として、1．観光立国への総合的な戦略展開、2．日本の魅力の確立、3．日本ブランドの発信、4．魅力を活かす環境整備の4つを掲げている。「魅力を活かす環境整備」の中に「外国人が一人歩きできる環境整備」を位置づけている。

この施策を推進するため、国土交通省は「観光活性化標識ガイドライン」を公表して観光地における案内標識をはじめとした情報提供の拡充・改善を図っている。今般、「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第54号）」により、平成18年4月以降、公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従って外国語等による情報提供を促進する措置（情報提供促進措置）を講じる旨の努力義務が生じた。特に、多数の外国人観光旅客が利用する、又は、利用の増加が見込まれるとして国土交通大臣が指定した区間について、当該基準に従った外国語等による情報提供促進措置を実施する計画（情報提供促進実施計画）の作成・実施が義務付けられた。

本ガイドラインは法律の対象とする範囲や情報提供の考え方について解説することを目的として策定したものである。今回の一部改正の対象は公共交通事業者や旅客施設の管理者である。しかしながら、外国人観光旅客に対する情報提供は公共交通事業者等のみならず、地域の関係者が協力して取り組むことで外国人観光旅客の利便性をさらに向上させることができるものであるため、本ガイドラインにはその取り組みのあり方についても提示することとした。

我が国が観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用できる環境をつくることは基本条件の一つである。本ガイドラインが施策の円滑な推進の一助になれば幸いである。

本ガイドラインの策定にあたっては「公共交通事業者等における外国人観光旅客に対する案内情報提供に関する検討会」において、座長の森地茂政策研究大学院大学教授をはじめとする各委員からのご指導を賜った。ここに厚く御礼を申し上げる次第である。

平成18年3月

国土交通省総合政策局観光地域振興課

# 公共交通事業者等における外国人観光旅客に対する案内情報提供に関する検討会

## 委員名簿

(敬称略・順不同)

座長	森地 茂	政策研究大学院大学教授
委員	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
"	赤瀬 達三	株式会社黎デザイン総合計画研究所代表取締役
"	小作エルシー	ラッフルズ・インターナショナルホテルズアンドリゾーツディレクター
"	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部客員教授
"	矢野 誠	独立行政法人国際観光振興機構国内サービス部長
"	江田 猛	社団法人日本観光協会常務理事
"	梅川 智也	財団法人日本交通公社研究調査部長
"	恩田 憲一	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部営業部担当部長
"	厚地 純夫	東海旅客鉄道株式会社営業本部長
"	波多野 肇	社団法人日本民営鉄道協会常務理事
	( 武藤 秀一)	
"	大倉 邦明	社団法人日本地下鉄協会専務理事
"	船戸 裕司	社団法人日本バス協会業務部長
"	田中 次雄	日本バスターミナル協会事務局長
"	吉田 良治	社団法人日本旅客船協会業務部長
"	福田 雅義	社団法人日本外航客船協会安全対策委員会委員
"	筧 隆夫	社団法人日本港湾協会理事
"	青木 義典	社団法人ウォーターフロント開発協会専務理事
"	杉本 直樹	定期航空協会事務局部長
"	栗田 好幸	成田国際空港株式会社CS推進室長
"	古澤 宏文	社団法人全国空港ビル協会常務理事
国土交通省	門野 秀行	国土交通省総合政策局観光企画課長
	( 武藤 浩)	
"	若林 陽介	国土交通省総合政策局観光地域振興課長
"	石川 雄一	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室長
	( 島田 勘資)	
"	近藤 光則	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室専門官
"	矢都木洋一	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室地域動向調査係長
"	町田 徳之	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室
	( 宮田 直洋)	( 国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室 NPO 活動支援係長)
事務局	坂田 和俊	財団法人運輸政策研究機構調査室次長
"	藤田 健	財団法人運輸政策研究機構調査室調査役
"	高木 晋	財団法人運輸政策研究機構調査室調査員

( )内は上記の前任者

公共交通事業者等における外国人観光旅客に対する案内情報提供に関する  
ワーキンググループ

委員名簿

(敬称略・順不同)

座長	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	清水 哲夫	東京大学大学院工学系研究科助教授
"	赤瀬 達三	株式会社黎デザイン総合計画研究所代表取締役
"	伊東 和宏	独立行政法人国際観光振興機構国内サービス部 受入対策支援グループシニアスペシャリスト
"	梅川 智也	財団法人日本交通公社研究調査部長
"	曾我 治夫	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部営業部観光開発課長
"	岡部 正幸	東海旅客鉄道株式会社営業本部販売計画グループリーダー
"	森 明裕	社団法人日本民営鉄道協会運輸企画部会 (京浜急行電鉄株式会社鉄道本部計画営業部計画課長)
"	船戸 裕司	社団法人日本バス協会業務部長
"	吉田 良治	社団法人日本旅客船協会業務部長
"	青木 義典	社団法人ウォーターフロント開発協会専務理事
"	杉本 直樹	定期航空協会事務局部長
"	伊東 誠	財団法人運輸政策研究機構常務理事
国土交通省	若林 陽介	国土交通省総合政策局観光地域振興課長
"	石川 雄一	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室長
"	近藤 光則	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室専門官
"	矢都木洋一	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室地域動向調査係長
"	町田 徳之	国土交通省総合政策局観光地域振興課観光地域活動支援室
事務局	坂田 和俊	財団法人運輸政策研究機構調査室次長
"	藤田 健	財団法人運輸政策研究機構調査室調査役
"	高木 晋	財団法人運輸政策研究機構調査室調査員

## 目次

はじめに

委員名簿

第 部	ガイドラインの構成と活用法	1
1.	本ガイドラインの位置づけ	1
2.	本ガイドラインを実施する者、対象施設	2
3.	既存ガイドラインの活用	3
第 部	ガイドライン	5
第 1 章	基本的考え方	6
第 2 章	ガイドラインの内容	8
1.	旅客施設、車両等選定の基準	9
2.	情報提供の手段、言語、場所と内容の基準	12
3.	実施予定期間設定の基準	23
第 3 章	継続的な改善（協働型マネジメント）の実施	24
おわりに		28
参考資料 1	法律等の関係部分について	29
1.	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律	30
2.	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則	33
3.	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第 19 条に規定する情報提供促進措置に関する基準	35
4.	公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間	36
参考資料 2	情報提供促進措置を講ずべき区間の指定について	53
1.	区間指定の考え方	53
2.	区間の分類	54
3.	平成 18 年 3 月（第 1 回）の指定区間に関する参考図	61
参考資料 3	海外発行ガイドブックにおける我が国観光地の掲載状況調査について	72
1.	調査に使用したガイドブック	72
2.	各ガイドブック掲載状況の比較	73
3.	観光地別の掲載状況	75
参考資料 4	参考文献	84

## **第 部 . ガイドラインの構成と活用法**

# 第 部 . ガイドラインの構成と活用法

## 1 . 本ガイドラインの位置づけ

国土交通省ではこれまで「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」(以下「外客誘致法」という)のもと、外国人観光旅客の誘致に係る各種施策に取り組んできたところであるが、今般、観光立国の実現を図るため、外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用できる環境整備の一環として、外客誘致法の一部が改正された。

この一部改正により、全ての公共交通事業者等に対して、国土交通大臣が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(情報提供促進措置)を講ずるよう努めなければならない旨(努力義務)が明示された。

さらに、国土交通大臣が指定した区間については、事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画(情報提供促進実施計画)の作成・提出、及びその実施が義務づけられた。

本書では、公共交通事業者等の旅客施設及び車両等における外国語等による情報提供に関して、国土交通大臣が定める基準や情報提供促進措置を講ずる際に必要な事項を提示した。

「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律<sup>(注)</sup>」(外客誘致法)

「国土交通大臣の定める基準」及び「外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」

基準

外国人観光旅客が公共交通機関を利用する際に必要な旅客施設及び車両等における情報提供に関する基準(外客誘致法第 19 条)

ガイドライン

上記の基準に関して、「情報提供促進措置」を講ずる際に必要な事項を提示

### <すべての公共交通事業者等>

国土交通大臣が定める基準に従い「情報提供促進措置」を講ずる努力義務(外国語等による情報の提供の促進(外客誘致法第 19 条))

<指定された区間において  
事業を営んでいる公共交通事業者等>  
(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定(外客誘致法第 20 条))

「情報提供促進実施計画」を作成・提出・実施する義務  
(外客誘致法第 21 条)

(注)「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」は、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」に名称が改正された。

## 2. 本ガイドラインを実施する者、対象施設

法律の対象者は公共交通機関の運行・管理を行う公共交通事業者等であるが、利用者からみて効果的な情報提供を行うには公共交通事業者等のみではなく、交通結節点に密接に関わる関係者を含めた対応が必要となる。

例えば、ある公共交通機関の旅客施設を出て別の公共交通機関の旅客施設までの移動の間に第三者の施設が介在し、連続した情報提供がされていない場合、円滑な乗り換えができなくなる可能性がある。このような場合、公共交通事業者等の対応のみでは十分ではないため、当該第三者の参画を得ることが必要である。なお、当該第三者の参画は法的に義務づけられていないが、実情を踏まえ参画を得ることが重要である。

このため、本ガイドラインには、公共交通事業者等のみならず、関係者を含めた対応の考え方も含めて記載している。

参考：外客誘致法における公共交通事業者等、旅客施設、車両等の定義

### ・公共交通事業者等の定義（外客誘致法第2条第4項）

「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る）

軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る）

道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者

自動車ターミナル法によるバスターミナル事業を営む者

海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者

航空法による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る）

前号に掲げる以外の者で、鉄道事業法による鉄道施設、海上運送法による輸送施設、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの

### ・旅客施設の定義（外客誘致法第2条第5項）

「旅客施設」とは、次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

鉄道事業法による鉄道施設

軌道法による軌道施設

自動車ターミナル法によるバスターミナル

海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る）

航空旅客ターミナル施設

### ・車両等の定義（外客誘致法第2条第6項）

「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

### 3. 既存ガイドラインの活用

本ガイドラインでは、内容を簡潔で分かりやすくするために、既に定められているガイドライン等と重複する箇所については、内容を既存のガイドライン等に委ねることとし記述を省略した。詳細については、本文中に既存ガイドライン等の参照部分を記載した。

本ガイドラインと既存ガイドライン等との関係は下図に示す通りである。

対象分野 テーマ	公共交通機関	道路	河川・公園・ 観光施設等	民間集客施設	官公庁施設
国際化への対応	標準案内用図記号ガイドライン（平成 13 年 3 月）f				
	ひと目でわかるシンボルサイン - 標準案内用図記号ガイドブック（平成 13 年 12 月）f				
	JIS Z 8120 : 2002 案内用図記号（平成 14 年 3 月）				
バリアフリー化への対応・ユニバーサルデザイン	[ 車両等 ]	[ 旅客施設 ]			
		交通拠点のサインシステム 計画ガイドブック（平成 10 年 3 月）f			
	高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（通称「交通バリアフリー法」、平成 12 年 5 月制定）				
	移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両の構造及び設備に関する基準（省令、平成 12 年 11 月）		重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（省令、平成 12 年 11 月）		
	旅客船バリアフリー～設計 マニュアル（平成 12 年 12 月）f	公共交通機関旅客施設の移動 円滑化整備ガイドライン （平成 13 年 8 月）f	道路の移動円滑化整備ガイドラ イン（平成 15 年 1 月）g		
	障害者・高齢者等のための 公共交通機関の車両等に関 するモデルデザイン（平成 13 年 3 月）e	みんなが使いやすい空港旅 客施設計画資料（平成 14 年 3 月）c	地図を用いた道路案内標識ガイ ドブック（平成 15 年 11 月）h		
旅客船バリアフリーハンド ブック（平成 17 年 3 月）f	公共交通機関旅客施設のサ インシステムガイドブック （平成 14 年 11 月）f				
	公共交通機関旅客施設の移動 円滑化整備ガイドライン追補 版（平成 14 年 12 月）f				
	都市鉄道における案内情報 ガイドブック（平成 18 年 3 月）e	わかりやすい道路案内標識に関 する検討会提言（平成 16 年 12 月）d			
外国人観光旅客の誘致・ 観光立国への取り組み	観光立国関係閣僚会議による観光立国行動計画（平成 15 年 7 月）				
	観光活性化標識ガイドライン（平成 17 年 6 月）b				
	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（通称「外客誘致法」、平成 17 年 6 月改正）				
	外客誘致法第 19 条に規定する情報提供促進措置に関する基準（告示、平成 18 年 3 月）				
	公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン（平成 18 年 3 月）a				

**本図の見方**

本図は、情報提供に関する法律や基準、またそれらを実用するために出されたガイドライン等について、個々の位置づけを整理したものである。

- ・縦軸は、情報提供に関する政策目標として、近年、議論が行われてきたテーマを示した。
- ・横軸は、情報提供が行われる対象分野を示した。
- ・なお、個々の法律、基準、ガイドブック等は、テーマの流れの中で、基本的に上から下へ時系列で記述した。

: 法律又は省令、告示等  
 : 案内一般に関する指摘を含むガイドライン等  
 : 案内標識に関するガイドライン等  
 : 本ガイドライン

< 発行者 >

- 国土交通省総合政策局観光地域振興課
- 国土交通省総合政策局事業総括調整官及び観光地域振興課
- 国土交通省航空局
- 国土交通省道路局
- 財団法人運輸政策研究機構
- 交通エコロジー・モビリティ財団
- 財団法人国土技術研究センター
- 財団法人道路保全技術センター

図1. 情報提供に関するガイドライン等の種類と指摘範囲

## 第 部 . ガイドライン

# 第 部 . ガイドライン

本ガイドラインは第1章 基本的考え方、第2章 ガイドラインの内容、第3章 継続的な改善（協働型マネジメント）の実施、についての3部構成となっている。

「第1章 基本的考え方」は、情報提供促進措置を講ずるにあたって一貫して考慮すべき理念を述べている。

「第2章 ガイドラインの内容」は、国土交通大臣が定める基準と、その対象（旅客施設及び車両）の選定や情報提供の場所、内容と手段の具体的な内容、予定期間の設定を解説したガイドラインを示している。

「第3章 継続的な改善（協働型マネジメント）の実施」は、情報提供促進実施計画の策定及び改善にあたっての体制等の考え方について記載している。

表1 本ガイドラインの構成

<p>第1章 基本的考え方</p>	<p>本ガイドラインの基本的考え方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報がある場所を明確に表示</li> <li>(2) 各種の媒体を用いて相互に補完</li> <li>(3) 情報内容の統一やデザインの一貫性の確保</li> <li>(4) 外国語やピクトグラムを活用</li> <li>(5) 継続的なマネジメント組織の設置</li> </ul>
<p>第2章 ガイドラインの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客施設、車両等選定の基準 対象となる旅客施設、車両等を具体的に計画するにあたって基準となる事柄。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 旅客施設選定の基準</li> <li>2) 車両等選定の基準</li> </ul> </li> <li>(2) 情報提供の手段、言語、場所と内容の基準 情報提供の具体的な内容を計画するにあたって基準となる事柄。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 情報提供の手段</li> <li>2) 情報提供に係る言語</li> <li>3) 情報提供する場所と情報内容</li> </ul> </li> <li>(3) 実施予定期間設定の基準 情報提供を計画的に実施するため、実施予定期間を設定するにあたって基準となる事柄。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 資本的支出による整備が必要な措置</li> <li>2) 経常的支出により可能な措置</li> </ul> </li> </ul>
<p>第3章 継続的な改善（協働型マネジメント）の実施</p>	<p>公共交通事業者等において情報提供に関する継続的な改善に関する事柄。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本的な姿勢</li> <li>(2) PDCA サイクルの重視</li> <li>(3) マネジメント組織の設置</li> <li>(4) 外国人観光旅客等からの意見収集の方法</li> </ul>

# 第1章 基本的考え方

---

ここでは、本ガイドライン全体にわたる以下の理念的な事項を「基本的考え方」として示す。

## 1．情報がある場所を明確に表示

公共交通機関を利用する外国人観光旅客に対し、必要な情報がどこで入手できるかを分かりやすく示すことが重要である。

外国人観光旅客はその旅客施設や車両等を日常的には利用していない不慣れな利用者である。事前に詳細な情報を入手していたり旅客施設や車両等においてどこで情報が手に入るのかを十分に把握していることは少ない。

そこで、案内所や情報コーナー、パンフレットラック等情報が入手可能な場所を分かりやすく配置するとともに、このような場所へ外国人観光旅客が円滑にたどり着けるよう分かりやすく誘導することが重要である。

## 2．各種の媒体を用いて相互に補完

外国人観光旅客に対する情報提供を行う手段としては、案内標識等を中心としたサインシステムによるものをすぐ頭に思い浮かべることができるが、案内標識だけが媒体ではなく、パンフレットやホームページ等といったさまざまな媒体を適切に組み合わせて、相互に補完させながら情報提供を行うことが必要である。

各利用者が個別に携帯することが可能な紙媒体の手持ちマップやパンフレット類、LEDやディスプレイ画面等を用いた可変式の情報表示装置、案内所や電話コールセンター等による人的対応、事前に情報の入手が可能なインターネット上のホームページ等、それぞれの特長を持ったさまざまな媒体が存在する。単一の媒体のみで全ての情報提供を行うのは、空間的な余裕や財源・人的資源等の制約からも現実的ではない。

高価な媒体だけではなく、紙等の比較的安価でシンプルな媒体も組み合わせて、より分かりやすい情報提供への工夫が重要である。

### 3．情報内容の統一やデザインの一貫性の確保

「どんな情報を・どこで・どのように提供していくか」を、異なる関係者間の区分を超えて統一する。

交通結節点となる旅客施設においては、さまざまな公共交通機関をはじめ自由通路や商業施設等が整備され、それぞれの関係者が存在しているが、外国人観光旅客はその区分を意識して利用するわけではない。車両等に関しても、共同運行（運航）や相互乗り入れ等により保有・関係者の異なる車両等が同一区間を運行（運航）している等、旅客施設と同様のことが言える。

外国人観光旅客の視点に立ってデザイン等の一貫性（Consistency）を徹底し、異なる関係者間の区分を意識することなく円滑に利用できるよう連携・調整を図り、情報提供の内容、用語、空間的位置等について、統一を図ることが重要である。

その上で、外国人観光旅客が自らのニーズに応じた公共交通機関の適切な選択が迅速にできるよう、運輸事業者の連合体のような事業者の枠組みを越えた総合的な情報提供も行われることがより一層望ましい。

### 4．外国語やピクトグラムを活用

外国人観光旅客に対する情報提供には、外国語やピクトグラムを活用する。

多くの外国人観光旅客は日本語だけでは情報を正しく理解することが出来ない。このため、パンフレットやホームページ等の媒体では多くの外国語に対応したものを作成することがホスピタリティの観点からも望ましい。

しかし、案内標識により情報提供を行う場合には表示するスペースに限りがあるため、日本語に加え、代表的な国際言語である英語と、視覚により情報伝達が可能なピクトグラムの3種類を用いた情報提供を行うことを基本とする。

### 5．継続的なマネジメント組織の設置

情報の内容は日々変化していることが多いので、一度整備・構築をすることで終わりではない。外国人観光旅客からの視点に立って、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)からなる PDCA サイクル型の継続的なマネジメントを行っていくことが重要である。

交通結節点となっている旅客施設においては、さまざまな公共交通事業者をはじめ自由通路や商業施設等が整備され、関係者が多数にわたり、情報がわかりにくい等の弊害が発生していることもあるので、各関係者が協調して「情報提供マネジメント協議会（仮称）」等を設置する等の手法が有効である。

## 第2章 ガイドラインの内容

ガイドラインは、「基本的な内容」と「さらに望まれる内容」に分け、それぞれ「 」と「 」の印を付記して記載している。「基本的な内容」とは「公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行う際に必要不可欠な事項」、「さらに望まれる内容」とは「公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供することがさらに望まれる事項」である。さらに解説の必要な場合は、《解説》として補足的な説明を加えた。

国土交通大臣が定める基準及び外国語等による情報提供促進措置ガイドラインの見方

基 準	
外国人観光旅客が公共交通機関を利用する際に必要な旅客施設及び車両等における情報提供に関する基準（外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要な外国語等による情報の提供を促進するための措置に関する基準(法第19条)）	
■ 国土交通大臣が定める基準に従い「情報提供促進措置」を講ずる努力義務	
ガ イ ド ラ イ ン	
	基本的な内容（本ガイドラインでは で表示） 公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行う際に必要不可欠な事項。
	さらに望まれる内容（本ガイドラインでは で表示） 公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行うことがさらに望まれる事項。

### 《解説》

ガイドラインの内容を具体的に実施する際の留意点、具体的な実施例を示した。

# 1 . 旅客施設、車両等選定の基準

## (1) 旅客施設選定の基準

対象となる旅客施設を公共交通事業者等が具体的に計画するにあたって基準となる事柄を定めた。

基 準
外国人観光旅客の利用上重要な旅客施設を選定する。

### 《解説》

旅客施設の選定について

外国人観光旅客の利用上重要な旅客施設とは、多数の外国人観光旅客が利用する又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客施設や、乗換が必要となる起終点又は中間の旅客施設であり、公共交通事業者等が選定する。

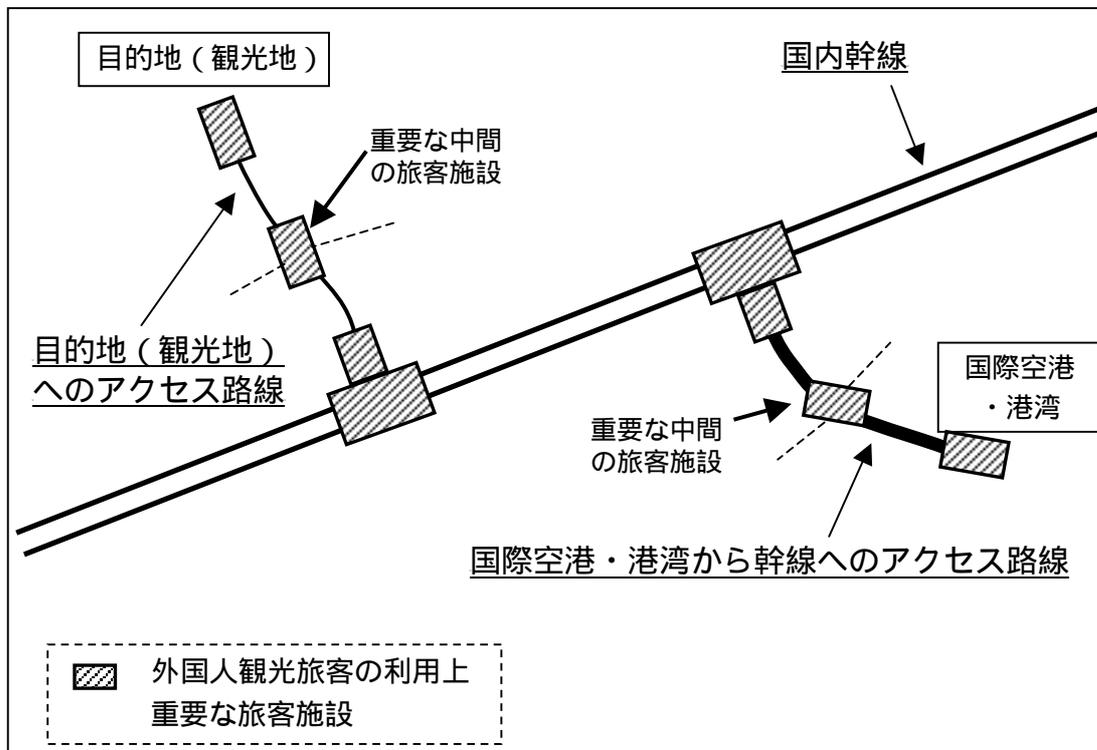


図2 . 旅客施設選定のイメージ

「旅客施設」の定義（外客誘致法第2条第5項）

次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの。

鉄道事業法による鉄道施設

軌道法による軌道施設

自動車ターミナル法によるバスターミナル

海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る）

航空旅客ターミナル施設

鉄軌道駅



出典：東日本旅客鉄道㈱ホームページ

バスターミナル



旅客船ターミナル



出典：(財)福岡観光コンベンションビューロー  
ホームページ

航空旅客ターミナル



出典：日本空港ビルデング㈱ホームページ

## (2) 車両等選定の基準

対象となる車両等を公共交通事業者等が具体的に計画するにあたって基準となる事柄を定めた。

### 基 準

外国人観光旅客の利用上重要な車両等を選定する。

#### 《解説》

##### 車両等の選定について

外国人観光旅客の利用上重要な車両等とは、多数の外国人観光旅客が利用する又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる車両、自動車、船舶、航空機であり、公共交通事業者等が選定する。

##### 「車両等」の定義（外客誘致法第2条第6項）

公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

鉄軌道車両：特急列車等の優等列車がある場合はそれを優先する。



出典：東日本旅客鉄道(株)ホームページ

バス車両：高速バス、空港連絡バス等の車両



出典：西鉄高速バス(株)ホームページ

船舶



出典：西日本旅客鉄道(株)ホームページ

航空機



出典：(株)日本航空ジャパンホームページ

## 2 . 情報提供の手段、言語、場所と内容の基準

情報提供促進措置の具体的な内容を公共交通事業者等が計画するにあたって、情報提供を行う手段、情報提供を行う言語、及び情報提供を行う場所と内容について基準となる事柄を定めた。

基本的な内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行う際に必要不可欠な事項。  
さらに望まれる内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行うことがさらに望まれる事

### (1) 情報提供の手段

基 準	
文字、ピクトグラム、図表類又は音声による情報提供を実施する。	
ガ イ ド ラ イ ン	
<b>複数手段の使い分け</b>  ここでは、印で挙げたすべての情報手段を整備することを求めているものではない。整備・対応が可能な手段を組み合わせることで相互に補完させながら情報を提供することが重要である。	単一の情報提供手段に頼ることなく情報提供手段を使い分け相互に補完させる。 <b>【例】</b> ・案内標識（サインシステム）（旅客施設や車両等で掲示） ・可変式情報表示装置（旅客施設や車両等で掲示） ・パンフレット（旅客施設や車両内等で配布） ・ホームページ（インターネット上に表示） ・案内係員（旅客施設や車両内等に配属） ・案内放送（旅客施設や車両内等で放送） 等を適切に組み合わせる。
	案内標識による情報提供は、施設等の場所の案内を中心に、公共交通機関を利用する際に外国人観光旅客にとって最低限必要な情報の提供を行う。
	可変式の情報表示装置により、運行・運航に関する情報（出発時刻、種別、行先等）について、外国語で提供する。
	携帯可能なパンフレット等により詳細情報を提供する。 <b>【例】</b> ・利用方法等の詳細な案内（公共交通機関の利用方法、企画乗車券やプリペイドカードの利用方法等） ・旅客施設全体にわたる公共交通機関の乗換案内図、公共交通機関のネットワーク案内図等（複数の公共交通事業者を掲載） ・旅客施設周辺の公共施設等の案内図等

事前情報	ホームページ等により事前に情報を入手できる環境を整備することがさらに望ましい。
職員の配置	外国語による案内が可能な職員を配置することがさらに望ましい。

《解説》

複数手段の使い分けについて

情報の提供手段には様々なものがある。特に文字による情報提供手段は案内標識やパンフレット、情報提供端末、インターネットホームページ等多数あり、それぞれ長所・短所がある。（本ガイドラインで用いている用語の「案内標識」と移動円滑化整備ガイドラインで用いている用語の「サインシステム」とは同じものである。）

このため、単一の情報提供手段により情報提供するのではなく、それぞれの手段の特色により使い分けるべきである。日本語に加え、外国語等で情報提供するとなれば情報量が膨大になり、情報提供手段を使い分ける必要性はさらに高まる。

例えば案内標識は現地で多数の人に情報提供できる一方で表記スペースに限りがあり、案内標識自体の数や掲載する情報量が多すぎると情報を読み取りにくくなる等の短所がある。このため、外国語や図表類を用いたパンフレット等を活用して相互に補完させながら情報を提供することが重要である。

また、携帯可能なパンフレットを作成する際には、利用者の利便性を考慮してサイズを統一することがさらに望ましい。

事前情報について

インターネット上のホームページやパンフレット等は提供可能な情報量が多く、利用方法等の複雑な情報を提供するのに適しているので、利用者の母国語を勘案してできるだけ多くの言語で提供することが望ましい。

職員の配置について

人的な対応として外国語に対応可能な職員を適宜配置することが望ましい。外国人観光旅客の利用の多い全ての旅客施設に配置することは困難であるため、外国語に対応した電話コールセンターを設置して対応している例もある。



図3 . 多国語で作成されたパンフレットの例

基本的な内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行う際に必要不可欠な事項。  
 さらに望まれる内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行うことがさらに望まれる事項。

## (2) 情報提供に係る言語

基 準	
情報提供の際は、日本語に加え、英語及びピクトグラムを基本とする。	
ガ イ ド ラ イ ン	
言語の種類	情報提供は、ユニバーサルデザインの観点から、日本語、英語、ピクトグラムの3種類による言語を基本とする。
	地域特性や外国人観光旅客へのホスピタリティの観点から、韓国語や中国語等、英語以外の外国語でも情報提供を行うことがさらに望ましい。
	パンフレット等による詳細情報は、韓国語や中国語等、英語以外の外国語でも表示することがさらに望ましい。
ピクトグラム	ピクトグラムは標準案内用図記号または標準的に使われている記号を基本とする。
英語表記	英語を併記する際には、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語で表記する。
	ローマ字表記についてはヘボン式ローマ字つづりを使用する。
	固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや～River等意味が伝わる英語を補足する。
文字表記	英語、英語以外の外国語を日本語と並べて表記する場合は同程度に判読できるよう、必要な視距離に応じて見える文字の大きさを確保する。
	案内標識等複数の言語を並べて表記する場合は表示面が繁雑にならないよう留意する。

## 《解説》

### 言語の種類について

外国人観光旅客に対する情報提供は母国語である日本語に加え、代表的な国際言語である英語、多くの人々に対して文字に頼らずに情報伝達が可能なピクトグラムの3種類の言語による表記を基本とする。ただし、ピクトグラムのみで情報を伝達できる場合は必ずしも文字を併記する必要はない。

英語圏以外の外国人観光旅客の利用が多い公共交通機関では英語以外の外国語でも情報提供することが望ましいが、案内標識において複数の言語を並べて表記する場合には表示面が複雑にならないよう十分に留意する必要がある。パンフレットやホームページのように言語ごとに作成できるものはできる限り多くの言語で作成することが望ましい。

近年では、旅客施設を数字で表す「ナンバリング」の導入が進められており、このような手法も外国人観光旅客にとっての利便性を高める。今後は、バス系統番号の表記方法の改良について（東06からT06に変えていく等）も検討が望まれる。

### ピクトグラムについて

ピクトグラムについては国際的に通用する情報伝達手段として積極的に活用すべきである。

ピクトグラムは標準案内用図記号検討委員会が策定した125種類の標準案内用図記号(交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ参照 <http://www.ecomo.or.jp>)を用いる。

それらに加えて、標準案内用図記号とは分類上異なるが、認知度の高い企業マークや路線シンボルも使用することができる。さらに、標準案内用図記号以外で広く使われているピクトグラムも使用することができる。

- ・認知度の高い企業マークの例



- ・標準案内用図記号以外で広く使われているピクトグラムの例



上記の「オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）」の図記号は、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 平成13年8月」に掲載されている。

## 英語表記について

英語表記については、英語に訳すことができない固有名詞はヘボン式ローマ字つづり（注）で表記する。固有名詞のみによる英語表記の場合は、ローマ字つづりのみではその意味や機能が外国人には理解できないので、意味が伝わる英語を補足する。例えば、商業施設の固有名詞だけを表示している場合には、Shopping Mall 等の英語を補足するとわかりやすい。

（注）「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（交通エコロジー・モビリティ財団 平成 13 年 8 月）  
P.50 参照

（意味が伝わる英語を補足した例）

荒川 Arakawa River

金閣寺 Kinkakuji Temple

芦ノ湖 Lake Ashinoko

（商業施設への誘導指示の例）



\* Hamachika Shopping Mall と表記するとさらに望ましい。

## 文字表記について

案内標識において英語等の外国語を日本語と並べて表記する場合は、英語等の文字高は日本語と同レベルに判読できるようにする必要がある。「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」では、日本語と同程度に判読できる英語等の文字高の目安を日本語の 3 / 4 程度としている。

基本的な内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行う際に必要不可欠な事項。  
 さらに望まれる内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供を行うことがさらに望まれる事項。

### (3) 情報提供する場所と情報内容

基 準	
旅客施設内、車両等の内部及び車体において外国語等による情報提供を行う。 外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語で提供する。 外国人観光旅客が旅客施設及び車両等において必要な情報を連続的に得られるように、利用者の動線及び視線を考慮して情報提供を行う配置を計画する。	
ガ イ ド ラ イ ン	
< 場所 >	< 内容 >
旅客施設 <sup>(注)</sup>	方向を指示する情報：施設等がどちらの方向にあるかの情報は、動線に沿って適所で外国語等で提供する。  【例】案内所・情報コーナー、出入口（改札口、乗換口）、乗車船券売場（チェックインカウンター）、乗り場（搭乗口、乗船口）待合室等。  
	施設の存在を示す情報：施設等の位置を告知する情報は、施設等の間近で外国語等で提供する。  【例】方向を指示する情報と同じ。  
	利用案内のための情報：交通機関の利用方法や案内図等の情報は、旅客施設から公共通路に直接通ずる出入口付近、乗換口付近等において外国語等で提供する。  【例】鉄道駅：構内案内図、運賃表、乗車券購入方法、時刻表等 バスターミナル：系統別乗場案内図、乗換情報等 旅客船ターミナル：出発時刻、乗車船券購入方法等 空港ターミナル：出発時刻、チェックイン方法等
	規制情報：禁止、注意、指示等、利用者の行動を規制するのに必要な情報を提供する。 【例】立入禁止、禁煙、携帯電話使用禁止等

(注) 旅客施設における情報提供に関しては「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」(発行：交通エコロジー・モビリティ財団) 部2.2-2及び2-3を参照

ガイドライン	
<場所>	<内容>
車両等 <sup>(注)</sup>	<p>車体等の内部、前面、側面等に、外国語等で行き先及び種別等に関する情報提供をわかりやすく行う。</p> <p>【例】</p> <p>鉄軌道車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 車内：行先、次停車駅名、当該車両の運行情報等</li> <li>└ 側面：行先、種別等</li> </ul> <p>バス車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 車内：行先、次停車停留所名、当該車両の運行情報等</li> <li>└ 前面、左側面、後面：行先、種別等</li> </ul> <p>船舶内：船客室出入口、トイレ等への誘導、目的港名、当該船舶の運航情報等</p> <p>航空機内：当該航空機の運航情報等</p>
その他	
乗車船券の券面	乗車船券の券面においても外国語等で情報提供を行う。
案内所・情報コーナー	大規模旅客施設においては、案内所や情報コーナー、パンフレット等による詳細な情報提供を行うことがさらに望ましい。
異常時の情報提供	異常時における情報提供を旅客施設及び車両等で、外国語等で行う。

- (注)・鉄軌道車両における情報提供に関しては、「障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」(平成13年3月、財団法人運輸政策研究機構) p.27、38を参照。
- ・バス車両における情報提供に関しては、上記「モデルデザイン」p.46～47を参照。
  - ・船舶内における情報提供に関しては、「旅客船バリアフリー設計マニュアル」(平成12年12月、交通エコロジー・モビリティ財団) p.82～83を参照。
  - ・航空機内における運航情報提供設備に関しては、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両の構造及び設備に関する基準」(省令、平成12年11月)第60条を参照。

## 《解説》

### 外国人観光旅客の視点から見た情報提供について

本書では主に情報提供を行う側の視点から、情報提供の手段、言語、場所と内容を記述しているが、公共交通事業者等が情報提供促進措置を計画する際には、情報提供を受ける側である外国人観光旅客の視点から、どのような場面でどのような情報が入手できると公共交通機関をスムーズに利用することができるのかを考慮しながら検討を進めることが重要である。

外国人観光旅客の視点から見た情報提供は、公共交通機関を利用する場面を考えると大きく次の4項目に分類できると考えられる。

#### ア．交通体系に関する情報

わが国の公共交通に関する体系を理解するための情報。わが国の交通システムがどうなっているのか、どのように利用するのか、という利用案内のための情報。

<主な情報提供の方法> パンフレット、ホームページ、案内係員、案内標識

<主な情報内容> ・各種の交通輸送モードによるネットワークの存在  
・多数の交通事業者によるサービスの提供  
・運賃・料金の体系やその収受・精算等の方法  
・旅客施設や車両等への出入場や乗換の手順

#### イ．移動経路に関する情報

旅客施設の内外をスムーズに移動できるための情報。どちらへ進むと目的とする施設や乗換交通機関へ到達できるのか、という情報。

<主な情報提供の方法> 案内標識、図表類、手持ち地図等を含むパンフレット

<主な情報内容> ・方向を指示する情報、施設の存在を示す情報  
・旅客施設内外の乗換、案内所、周辺施設等に関する情報

#### ウ．車両等の行先・種別等に関する情報

旅客施設において目的地へ向かう車両等を誤りなく選択、特定できるための情報。

<主な情報提供の方法> 案内標識、可変式情報表示装置、乗車船券の券面、音声案内

<主な情報内容> ・車両等の行先、種別、出発時刻、次停車地  
・乗降場、車両、座席の位置

#### エ．運行（運航）状況等に関する情報

現在または将来に提供されるサービス内容が正常であるか、通常とは異なる点があるか、という運行（運航）状況等に関する情報。

<主な情報提供の方法> 可変式情報表示装置、音声案内、パンフレット、案内標識

<主な情報内容> ・現在の運行（運航）状況  
・工事等によるサービス内容変更の予告

さらに、外国人観光旅客の利用上の観点から重要な交通結節点となる旅客施設においては、単一の公共交通事業者等による情報提供だけでなく、必要に応じて複数の関係者が連携して情報提供を行うことがさらに望ましい。（第3章 継続的な改善（協働型マネジメント）の実施（p24）を参照）

## 情報提供の手段について

情報提供を行うにあたっては、(1) 情報提供の手段 ( p 12 ) にも挙げたとおり、

- ・案内標識 ( サインシステム ) ( 旅客施設や車両等で掲示 )
- ・可変式情報表示装置 ( 旅客施設や車両等で掲示 )
- ・パンフレット ( 旅客施設や車両内等で配布 )
- ・ホームページ ( インターネット上に表示 )
- ・案内係員 ( 旅客施設や車両内等に配属 )
- ・案内放送 ( 旅客施設や車両内等で放送 )

こうした複数の手段を適切に組み合わせて対応するものとする。

## 旅客施設における情報提供について

外国語による方向を指示する情報は、公共交通機関を利用する際に必要とされる施設等への方向指示を基本とする。特に外国人観光旅客が必要とされる情報提供を行っている場所、例えば、案内所、情報コーナー等への的確な方向指示が必要である。

旅客施設内における移動を支援するために、方向を指示する情報や施設の存在を示す情報等を動線の分岐点で途切れることなく、連続して提供する。構内案内図のような施設全体の位置関係を示すものは行動の起点となる出入口や乗換口付近で提供しなければならない。

交通機関の利用方法や案内図等の情報は、その利用を行う場所において提供するが、複数の路線 ( 航路 ) が乗り入れる大規模な交通結節点においては情報を集中的に提供する案内所を設けることが望ましい。ただし、案内標識による情報提供は表示空間が限られることが多いため、後述する外国語版パンフレット等で補完する。

## 車両等における情報提供について

車両等においては「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」(平成 12 年運輸省令・建設省令第 10 号)において各モードの車両等の内部や側面等において文字や音声で提供する情報内容が定められている。これらの情報は外国人観光旅客も含む公共交通機関を利用する全ての者にとって必要となる情報であり、外国語等でも提供されるべきものである。



図 4 . 鉄道車両側面の英語表記例



図 5 . バスの車両内部の 4ヶ国語表記例

## 乗車船券の券面について

乗車船券の券面については、発地・着地や車両等の種別、車両・座席番号等を外国語表記することが考えられる。ただし、発券システムの改修には多大な経費がかかることからパンフレットに凡例を示す等の手法により代替することもできる。また、券売機の利用方法や券売機の画面表示も外国語で情報提供されることが望ましい。さらに、乗車船券を発行する場所において、外国語で表示された乗車船券が入手可能であることを情報提供することも望ましい。

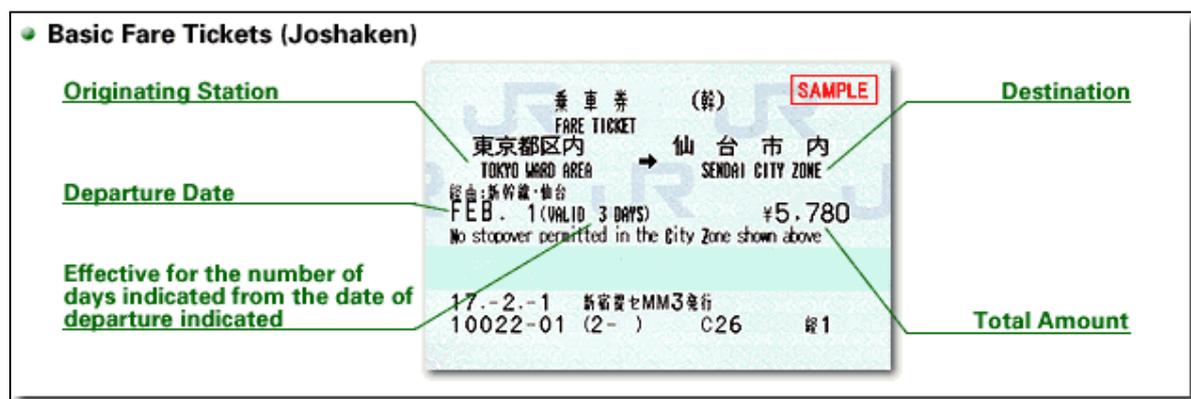


図6 . 乗車船券の外国語表記の例 (出典：独立行政法人 国際観光振興機構ホームページ)

## 案内所・情報コーナーについて

案内所や情報コーナー等においては、案内係員、案内標識、パンフレット等により、利用案内のための情報を中心とした詳細な情報提供を行うことが望ましい。

- 【例】・旅客施設内の乗降場や、旅客施設内外の施設等を案内する情報 (図表類を含む)
- ・公共交通機関相互の乗換、出発時刻、運行 (運航) ネットワーク等に関する情報
  - ・運賃制度、乗車船券の購入方法等に関する情報
  - ・ダイヤ改正、運賃改定、工事等によるサービス内容の変更がある場合の予告 等



図7 . 情報コーナーの例

## 異常時の情報提供について

情報提供は、通常時だけでなく、事故の発生や天候の変化、工事等異常時も重要である。公共交通事業者等は交通機関の種類、地域、旅客施設、車両の特性等を踏まえて、外国語による情報提供を行うことが望ましい。外国人観光旅客が困った時の情報提供が本来は最も重要であり、異常時の情報提供を充実させる努力が必要不可欠である。

情報提供に用いる簡潔な表現を外国語でも用意しておき、LED 等による可変式情報表示装置や、音声による情報提供等に利用することが有効と考えられる。運行状況や代替経路を外国語で車内で放送・表示することは容易ではないが、可変式情報表示装置、音声アナウンス、案内所等を相互に補完して、充実させていくことが重要である。例えば、JR 山手線車両内の液晶ディスプレイでは、事故や遅延の情報についても英語で情報提供が行われている。



図 8 . 外国語による異常時の情報提供の例

### 3 . 実施予定期間設定の基準

公共交通事業者等が情報提供を計画的に実施するため、実施予定期間を設定するにあたって基準となる事柄を定めた。

施設整備の対象によって支出の規模が異なることから、(1) 資本的支出による整備が必要な措置と、(2) 経常的支出により可能な措置、の2段階とした。

基本的な内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報を提供する際に必要不可欠な事項。  
 さらに望まれる内容：公共交通事業者等が外国人観光旅客に対し情報提供することがさらに望まれる事項。

#### (1) 資本的支出による整備が必要な措置

基 準	
資本的支出による整備が必要な措置に関しては、当該旅客施設及び車両等の償却(更新)期間を考慮した期間設定により計画・実施を行う。	
ガ イ ド ラ イ ン	
対象施設	整備にあたり減価償却を必要とする、投資規模の大きな施設整備を指す。 【例】サイン表示器具や可変式の情報表示装置の設置等
期間 (指定区間内の場合)	整備にあたり、減価償却期間、車両の法定耐用年数や自社の更新計画に基づく期間から設定する。 区間指定があった場合は、より短期間で計画的に整備し、その後も継続的に見直しを行うものとする。

#### (2) 経常的支出により可能な措置

基 準	
経常的支出により可能な措置に関しては、できる限り早期に計画・実施を行うこととする。	
ガ イ ド ラ イ ン	
対象施設	減価償却を伴わない年度毎の支出による措置を指す。 【例】パンフレットやホームページの作成、テープの変更等による音声案内の改良等
期間	自社の各年度の予算規模を考慮して実施期間を設定する。計画を設定した年次の1年以内に着手し、着手後1年以内を目途に実施する。その後も継続的に見直しを行うものとする。

## 第3章 継続的な改善（協働型マネジメント）の実施

---

本ガイドラインをもとに整備・構築された外国人観光旅客に対する情報提供は、供用を開始することが目的のすべてではない。外国人観光旅客が適切に情報を認識できるように改善していくことが重要である。

ここでは情報提供の継続的な改善（協働型マネジメント）を実施していくにあたっての考え方を挙げた。

### 1．基本的な姿勢

情報提供を行う者は、供用開始後も情報提供を効果的に実施するため、利用者の視点に立って適切な改善を継続していくことが必要である。

近年、特に都市部では、公共交通機関の旅客施設に様々な施設が追加されたり、車両等の共同運行（運航）や相互乗り入れ等が実施されたりすることにより、利用者にとってわかりにくい環境が形成されている場合がある。同じ場所や路線で併存している施設や車両等も実際はそれぞれ別の関係者が運営管理している場合があり、情報提供も別々に管理されている。また旅客施設や車両等において、公共的な情報と、情報を提供する側からの「伝えたい情報」である広告等の商業的な情報とが無秩序に混在している場合、外国人観光旅客から見て情報の重要度の判断が困難となっている場合がある。利用する外国人観光旅客の視点に立った良好な情報提供環境が構築されることが望まれる。

旅客施設の構造や利用方法等の情報が日々変化していく中で、外国人観光旅客への情報提供内容、方法に連続性・一貫性が十分には確保されず、混乱を引き起こしやすい状態が生じているため、各関係者が協働で参画する「情報提供マネジメント協議会（仮称）」を設置する等の取り組みにより継続的な改善を行っていくことが重要である。公共交通機関を利用する外国人観光旅客の視点に立った意見を利用者及び関係者の双方で共有しながら情報提供の効果的な改善につなげて行かなければならない。

## 2 . PDCA サイクルの重視

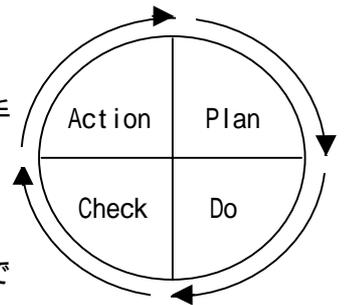
公共交通事業者等において情報提供に関する継続的な改善を行っていく際には、次の4段階から構成される PDCA サイクル型のマネジメントを行い、課題や改善策を継続的に検討・実施していくことが重要である。

計画 (Plan): 情報の提供状況を点検して把握して問題点を明らかにするとともに、適切な情報提供を行うための配置計画等を策定する。

実行 (Do): 様々な情報提供手段 (媒体) を組み合わせた情報提供手段の整備・供用を行う。

評価 (Check): 供用後の情報提供手段 (媒体) の物理的な劣化だけでなく、周辺環境の変化等による情報の劣化をも防ぐため、維持管理及び分析を行う。

見直し (Action): 変化に対応した情報提供の見直しを行う。



PDCA サイクルを繰り返していくことで、外国人観光旅客に対する情報提供の現状を把握、評価し、課題や改善策を継続的に考え、その結果を次の施策に反映させていくことが可能となる。

PDCAサイクルの期間については、地域の状況によって異なるが、国際観光市場の動向変化や事業計画としての実行可能性等を総合的にかんがみると、3～5年程度を目標とする。

### 3 . マネジメント組織の設置

公共交通事業者等においては、情報提供に関する計画の策定や実行、その後の評価、見直しを PDCA サイクルで継続的に実施していくことが必要である。

ところが、複数の交通機関が乗り入れて交通結節点となっている旅客施設では、交通事業者だけではなく、様々な関係者で構成されており、単一の事業者では情報提供の改善が難しい場合があるため、関係者間の連携が必要である。

このため、交通結節点となっている旅客施設等を対象に情報提供マネジメント協議会(仮称)を設置し、外国人観光旅客をはじめとする利用者の意見を取り入れながら改善を進めていくことが必要である。情報提供マネジメント協議会(仮称)のコーディネーターとしては、それぞれの地域の実情に応じて、国や地域等の行政機関のほか、有識者や NPO 等が担うことが考えられる。こうした手法で改善を行っていくことは、透明性の確保という観点からも重要である。

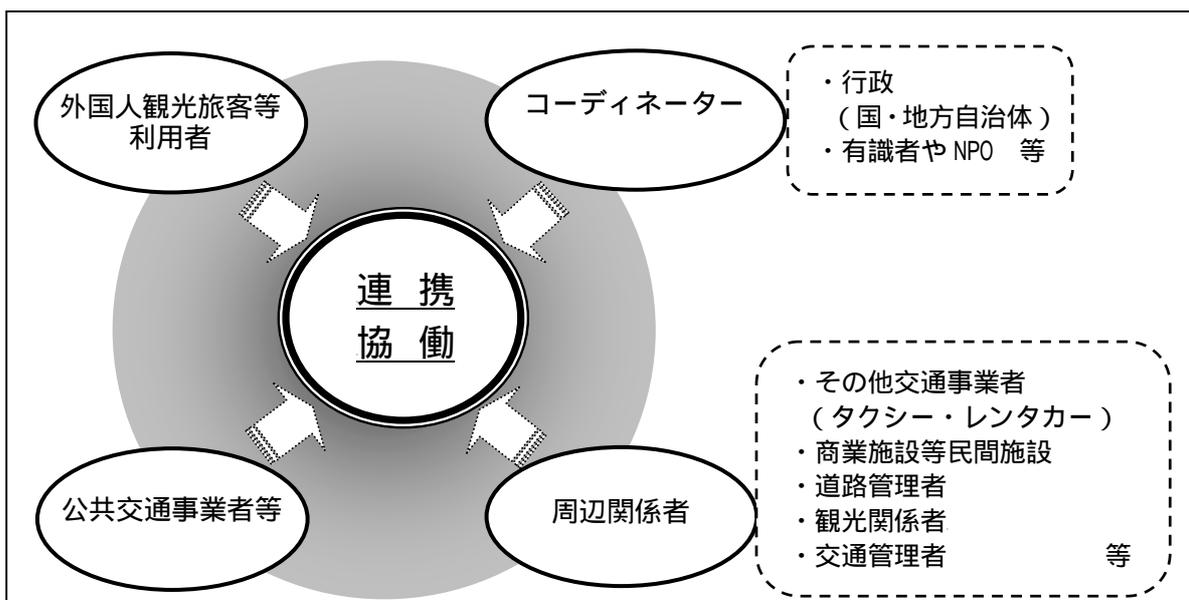


図9 . 交通結節点となっている旅客施設等を対象にした情報提供マネジメント協議会(仮称)

## 4 . 外国人観光旅客等からの意見収集の方法

情報提供の改善を行う際には、情報提供を行う側の視点のみで検討を進めるのではなく、公共交通機関を利用する外国人観光旅客からの視点が不可欠である。

外国人観光旅客等からの意見を収集する方法としては、日本滞在中や帰国後の外国人観光旅客から情報提供に関する意見を収集するための窓口（ホームページ等）の開設をはじめ、日本での在住期間の浅い外国人（留学生・勤労者等）や日本への外国人観光旅客誘致に従事している観光・旅行業関係者からの意見収集を行う等が考えられる。これらの意見を外国人観光旅客等利用者・関係者全体で共有することで、より効果的な改善につなげていくことが可能となる。協議会相互の情報交換、関係者の情報の共有化とともに、総合的な意見収集の窓口の開設も望まれる。

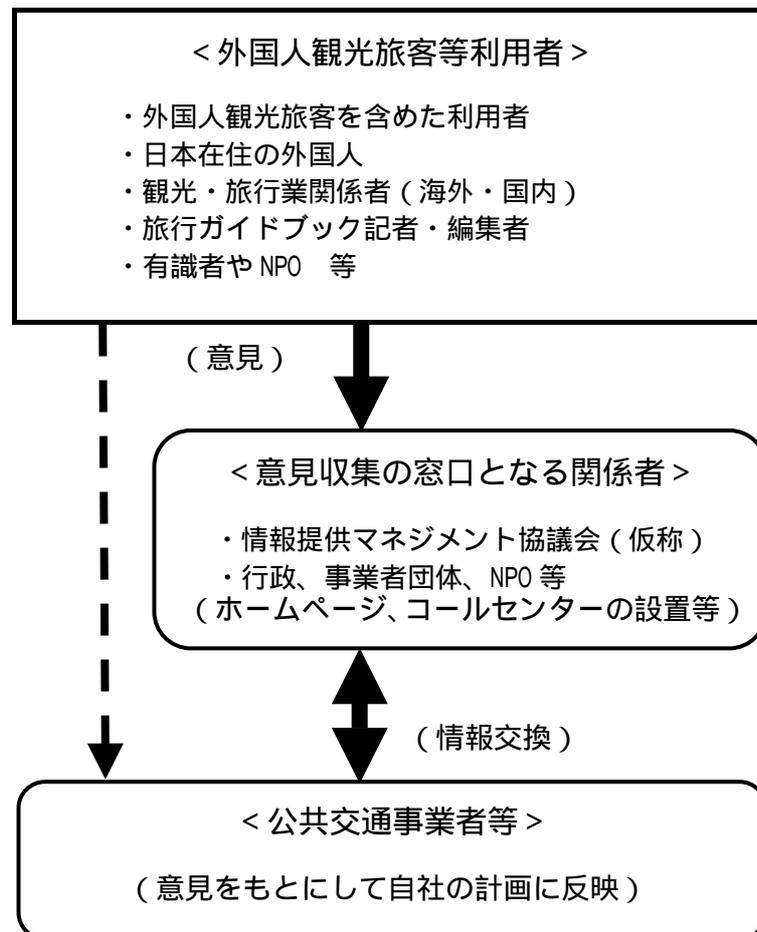


図 10 . 外国人観光旅客等からの意見の収集

## お わ り に

外国人が一人歩きできる環境整備を今後もさらに充実させていくため、今後の課題点として次の4点を挙げた。

### 【課題1】表彰制度の導入

外国人観光旅客への情報提供に関する取り組みを発展させるため、外国人観光旅客等から特に高い評価を受けた公共交通事業者等に対する表彰制度等を導入することを検討する。

### 【課題2】タクシー・レンタカーに対するガイドライン趣旨の適用

現行の法では、タクシー・レンタカーについては対象となっていないが、外国人観光旅客が最終目的地まで到達するために、あるいは目的地とする地域内で移動するために、旅客施設からタクシーやレンタカーを利用する場合も考えられる。タクシー・レンタカーの乗降施設、あるいは配車予約体制をはじめ、カーナビゲーションシステムを活用した情報提供等、外国人観光旅客が利用しやすい環境を充実させていくことも今後の課題である。

### 【課題3】利用者の意見に基づく現地調査等の実施

大規模な交通結節点において、乗換経路上の外国人観光旅客に対する情報提供について利用者の意見を聴取し、問題点を整理する現地調査等を実施することも重要である。

### 【課題4】情報提供改善の取り組みのレビュー

本ガイドラインで示した情報提供改善の取り組み自体をレビューしていくことも課題である。整備後の課題や改善策を抽出し、今後のガイドライン自体の改善にもフィードバックすることが重要である。

## 参 考 资 料

## 参考資料 1 法律等の関係部分について

平成 17 年の通常国会において、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）が成立した。

### 基準

平成 18 年 4 月 1 日の改正法施行により、公共交通事業者等は国土交通大臣が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならないこととなった。

### 区間

平成 18 年 4 月 1 日の改正法施行により、国土交通大臣は、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であって、国土交通大臣が定める要件に該当する区間を、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴き、公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができることとなった。

上記の国土交通大臣が定める要件については、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令において規定した。

### 公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置

#### 外客誘致法

国土交通大臣が定める基準に従った、公共交通事業者等による外国語等での情報提供の促進を努力義務化(第19条)  
 省令で定める要件に該当する区間を国土交通大臣が情報提供促進措置を講ずべき区間として告示により指定(第20条)  
 指定区間における情報提供促進措置の計画及び実施を義務化(法第21条第1項)  
 情報提供促進実施計画の記載事項:対象施設、内容、実施予定期間(法第21条第2項)  
 情報提供促進措置の実施に係る国土交通大臣による勧告等(法第22条)

#### 基準

##### 告示

旅客施設選定の基準  
 情報提供の手段、言語、場所及び内容の基準  
 実施予定期間設定の基準

##### ガイドライン

##### 連携

基準に係る告示の具体的な解説  
 「基本的な内容」と「さらに望まれる内容」に分類  
 継続的な改善(協働型マネジメント)の実施  
 交通結節点における関係者による協働型マネジメント組織の設置とPDCAサイクル型マネジメントの実施(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港等)

PDCAサイクルとは関係者が計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)を繰り返して、課題や改善策を継続的に実行していくこと。

#### 区間

##### 省令

国際航空運送事業に係る路線又は対外旅客定期航路事業に係る航路の起点又は終点と主要な観光地との間を通常の経路により旅行する場合に利用される区間が要件(法第20条関係)

##### 告示

次表に掲げる路線において起点と終点を結び主たる経過地を経過する区間

起点	終点	主たる経過地	路線名	事業者の氏名又は名称
宇都宮	日光	-	日光線	東日本旅客鉄道株式会社
名古屋	高山	岐阜	東海道線 高山線	東海旅客鉄道株式会社

# 1. 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九十一号)(抄)

## (目的)

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

## (定義)

### 第二条

#### 1～3 略

4 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次項第四号において同じ。)を営む者

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

5 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

(外国語等による情報の提供の促進)

第十九条 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)

第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であって、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によって行う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。

4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

(情報提供促進措置の実施)

第二十一条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を経営している公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画(次項において「情報提供促進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。

2 情報提供促進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 情報提供促進措置の対象となる旅客施設又は車両等
- 二 情報提供促進措置の内容
- 三 情報提供促進措置の実施予定期間

3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

第二十二条 国土交通大臣は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべ

きことを勧告することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 2. 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律 施行規則（平成九年運輸省令第三十九号）（抄）

（法第二十条第一項の国土交通省令で定める要件）

第十一条 法第二十条第一項の国土交通省令で定める要件は、国際航空運送事業に係る路線又は対外旅客定期航路事業に係る航路の起点又は終点と主要な観光地との間を通常の経路により旅行する場合に利用される区間であることとする。

（権限の委任）

第四十四条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

- 一 法第八条第四項の規定による認定及び同条第五項の規定による通知
- 二 法第九条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消し
- 三 法第十条及び第十一条第二項の規定による届出の受理

2 前項各号に規定するもののほか、法に規定する権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第十七条第一項の規定による届出（共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が含まれる場合に係るものを除く。）の受理 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長
- 二 法第二十一条第三項の規定による計画（当該計画を作成する公共交通事業者等に航空法による本邦航空運送事業者、海上運送法による輸送施設を設置し、若しくは管理する者（同法による一般旅客定期航路事業を営む者を除く。）又は航空旅客ターミナル施設を設置し、若しくは管理する者が含まれるものを除く。）の受理 当該計画を作成する公共交通事業者等を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

- 一 法第十三条の規定による報告の徴収
- 二 法第二十条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- 三 法第二十二条第一項の規定による勧告
- 四 法第二十二条第二項の規定による公表

（提出の経由）

第四十五条 公共交通事業者等は、法第二十一条第三項の規定により、同条第一項の計画（当該計画を作成する公共交通事業者等を代表する者が、航空法による本邦航空運送事業者

又は航空旅客ターミナル施設を設置し、若しくは管理する者であるものに限る。)を国土交通大臣に提出するときは、当該代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方航空局長を経由して提出することができる。

- 2 公共交通事業者等は、法第二十一条第三項の規定により、同条第一項の計画（当該計画を作成する公共交通事業者等を代表する者が、海上運送法による輸送施設を設置し、若しくは管理する者（同法による一般旅客定期航路事業を営む者を除く。）であるものに限る。）を国土交通大臣に提出するときは、当該代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長を経由して提出することができる。

### 3. 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律 第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準

- 一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずべき旅客施設及び車両等は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したものとすること。
  
- 二 情報提供促進措置に係る手段、言語、場所及び内容については、次に掲げるところによること。
  - （一） 情報提供に係る手段  
文字、ピクトグラム、図表類又は音声によること。
  - （二） 情報提供に係る言語  
日本語に加え、英語及びピクトグラムによることを基本とすること。
  - （三） 情報提供に係る場所及び情報内容
    - 1 旅客施設内、車両等の内部及び車体において外国語等による情報提供を行うこと。
    - 2 外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語で提供すること。
    - 3 外国人観光旅客が旅客施設及び車両等において必要な情報を連続的に得られるように、利用者の動線及び視線を考慮した情報内容とすること。
  
- 三 情報提供促進措置の実施予定期間については、次に掲げるところによること。
  - （一） 資本的支出による整備が必要な措置に関しては、当該措置を講ずべき旅客施設及び車両等の償却期間等を考慮した期間とすること。
  - （二） 資本的支出を必要としない措置に関しては、できる限り速やかに実施すること。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 4. 公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十条第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。

##### 一 鉄道及び軌道 次表に掲げる起点と終点とを結ぶ区間

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
新千歳空港	札幌	千歳 白石	千歳線 函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	旭川		函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	小樽	南小樽	函館線	北海道旅客鉄道株式会社
麻生	真駒内		南北線	札幌市
宮の沢	新さっぽろ		東西線	札幌市
栄町	福住		東豊線	札幌市
函館	青森	五稜郭 木古内	函館線 江差線 海峡線 津軽線	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社
八戸	弘前	青森	東北線 奥羽線	東日本旅客鉄道株式会社
弘前	十二湖	川部	奥羽線 五能線	東日本旅客鉄道株式会社
一関	平泉		東北線	東日本旅客鉄道株式会社
富沢	泉中央		南北線	仙台市
仙台	松島海岸		仙石線	東日本旅客鉄道株式会社
郡山	会津若松		磐越西線	東日本旅客鉄道株式会社
秋田	十二湖	東能代	奥羽線 五能線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	東京 横浜	成田 佐倉	成田線 総武線 東海道線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	京成上野		本線	京成電鉄株式会社
羽田空港第2ビル	モノレール浜松町		東京モノレール羽田線	東京モノレール株式会社
羽田空港	品川 横浜	京急蒲田	空港線 本線	京浜急行電鉄株式会社
東京	八戸		東北新幹線	東日本旅客鉄道株式会社
東京	新庄	福島	東北新幹線 奥羽線	東日本旅客鉄道株式会社
東京	秋田	盛岡	東北新幹線 田沢湖線 奥羽線	東日本旅客鉄道株式会社
東京	新潟	大宮	東北新幹線 上越新幹線	東日本旅客鉄道株式会社
東京	長野	大宮 高崎	東北新幹線 上越新幹線 北陸新幹線	東日本旅客鉄道株式会社

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
秋葉原	つくば		常磐新線	首都圏新都市鉄道株式会社
浅草	東武日光 鬼怒川温泉	東武動物公園 下今市	伊勢崎線 日光線 (東武) 鬼怒川線	東武鉄道株式会社
新宿	東武日光 鬼怒川温泉	池袋 大宮 栗橋 下今市	山手線 東北線 日光線 (東武) 鬼怒川線	東日本旅客鉄道株式会社 東武鉄道株式会社
宇都宮	日光		日光線 (JR)	東日本旅客鉄道株式会社
上野	長野原草津口	大宮 高崎 渋川	東北線 高崎線 上越線 吾妻線	東日本旅客鉄道株式会社
東京	新浦安	舞浜	京葉線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	成田		成田線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	京成成田		本線	京成電鉄株式会社
東京	海浜幕張	南船橋	京葉線	東日本旅客鉄道株式会社
大崎	川越	池袋 赤羽 大宮	山手線 赤羽線 東北線 川越線	東日本旅客鉄道株式会社
池袋	川越		東上本線	東武鉄道株式会社
西武新宿	本川越		新宿線	西武鉄道株式会社
東京	東京	品川 池袋 田端	東海道線 山手線 東北線	東日本旅客鉄道株式会社
両国	御茶ノ水		総武線	東日本旅客鉄道株式会社
神田	代々木		中央線	東日本旅客鉄道株式会社
浅草	渋谷		3号線 (銀座線)	東京地下鉄株式会社
池袋	荻窪 方南町	中野坂上	4号線 (丸ノ内線)	東京地下鉄株式会社
北千住	中目黒		2号線 (日比谷線)	東京地下鉄株式会社
中野	西船橋		5号線 (東西線)	東京地下鉄株式会社
北綾瀬	代々木上原		9号線 (千代田線)	東京地下鉄株式会社
和光市	新木場		8号線 (有楽町線)	東京地下鉄株式会社
渋谷	押上		11号線 (半蔵門線)	東京地下鉄株式会社
目黒	赤羽岩淵		7号線 (南北線)	東京地下鉄株式会社
西馬込	押上		1号線 (浅草線)	東京都
目黒	西高島平		6号線 (三田線)	東京都
新宿	本八幡		10号線 (新宿線)	東京都
都庁前	光が丘	国立競技場	12号線 (大江戸線)	東京都

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
新橋	豊洲		東京臨海新交通臨海線	株式会社ゆりかもめ
新木場	大崎		りんかい線	東京臨海高速鉄道株式会社
東京 新宿	横浜		東海道線 山手線	東日本旅客鉄道株式会社
新横浜	石川町	東神奈川 横浜	横浜線 東海道線 根岸線	東日本旅客鉄道株式会社
渋谷	元町・中華街	横浜	東横線 みなとみらい21線	東京急行電鉄株式会社 横浜高速鉄道株式会社
品川	横浜		本線	京浜急行電鉄株式会社
湘南台	あざみ野	関内	高速鉄道1号線 3号線	横浜市
東京 新宿	小田原	横浜	東海道線 山手線	東日本旅客鉄道株式会
新宿	強羅	小田原	小田原線 鉄道線	小田急電鉄株式会社 箱根登山鉄道株式会社
東京 新宿	鎌倉	大船	東海道線 山手線 横須賀線	東日本旅客鉄道株式会社
東京 新宿	河口湖	大月	東北線 中央線 山手線 大月線 河口湖線	東日本旅客鉄道株式会社 富士急行株式会社
名古屋	長野	塩尻	中央線 篠ノ井線 信越線	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社
大阪	富山	山科 近江塩津	東海道線 湖西線 北陸線	西日本旅客鉄道株式会社
越後湯沢	金沢	六日町 犀潟 直江津	上越線 信越線 ほくほく線 北陸線	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 北越急行株式会社
新潟	村上	新発田	白新線 羽越線	東日本旅客鉄道株式会社
長野	松本	篠ノ井	信越線 篠ノ井線	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社
新宿	松本	塩尻	中央線 篠ノ井線	東日本旅客鉄道株式会社
松本	新島々		上高地線	松本電気鉄道株式会社
新宿	白馬	塩尻 松本	中央線 篠ノ井線 大系線	東日本旅客鉄道株式会社
電鉄富山	立山	寺田	本線 立山線	富山地方鉄道株式会社
電鉄富山	立山	南富山 岩峯 寺	不二越線 上滝線 立山線	富山地方鉄道株式会社

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
中部国際空港	名鉄名古屋	常滑 神宮前	空港線 常滑線	名古屋鉄道株式会社
東京	新大阪		東海道新幹線	東海旅客鉄道株式会社
名鉄名古屋	名鉄岐阜		名古屋本線	名古屋鉄道株式会社
名古屋	高山	岐阜	東海道線 高山線	東海旅客鉄道株式会社
東京 新宿	伊豆急下田	熱海 伊東	東海道線 山手線 伊東線 伊豆急行線	東日本旅客鉄道株式会社 伊豆急行株式会社
東京	修善寺	熱海 三島	東海道線 駿豆線	東日本旅客鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社
高畑	藤が丘		1号線東山線	名古屋市
大曽根	名古屋港		2号線名城線及び名 港線	名古屋市
大曽根	金山	八事	4号線名城線	名古屋市
上小田井	赤池		3号線鶴舞線	名古屋市
中村区役所	野並		6号線桜通線	名古屋市
平安通	上飯田		上飯田線	名古屋市
名鉄名古屋	犬山	枇杷島分岐点	名古屋本線 犬山線	名古屋鉄道株式会社
赤池	豊田市	梅坪	豊田線 三河線	名古屋鉄道株式会社
名鉄名古屋	西春	枇杷島分岐点	名古屋本線 犬山線	名古屋鉄道株式会社
大阪	福井	山科 近江塩 津	東海道線 湖西線 北陸線	西日本旅客株式会社
名古屋	福井	米原	東海道線 北陸線	西日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社
福井	永平寺口		勝山永平寺線	えちぜん鉄道株式会社
名古屋	鳥羽	鈴鹿 多気	関西線 紀勢線 参 宮線 伊勢線	東海旅客鉄道株式会社 伊勢鉄道株式会社
近鉄名古屋	賢島	伊勢中川 宇 治山田 鳥羽	名古屋線 鳥羽線 山田線 志摩線	近畿日本鉄道株式会社
名古屋	新宮	鈴鹿	関西線 紀勢線 伊 勢線	東海旅客鉄道株式会社 伊勢鉄道株式会社
関西空港	新大阪	日根野 天王 寺 新今宮 大阪	関西空港線 阪和線 大阪環状線 関西線 東海道線	西日本旅客鉄道株式会社
関西空港	難波	泉佐野	空港線 南海本線	南海電気鉄道株式会社
新大阪	博多		山陽新幹線	西日本旅客鉄道株式会社
近鉄難波	近鉄名古屋	上本町 伊勢 中川	難波線 大阪線 名古屋線	近畿日本鉄道株式会社

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
大阪	大津		東海道線	西日本旅客鉄道株式会社
京阪山科	坂本	浜大津	京津線 石山坂本線	京阪電気鉄道株式会社
大阪	彦根		東海道線	西日本旅客鉄道株式会社
大阪	京都		東海道線	西日本旅客鉄道株式会社
梅田	河原町	十三	宝塚線 京都線	阪急電鉄株式会社
桂	嵐山		嵐山線	阪急電鉄株式会社
四条大宮	嵐山		嵐山本線	京福電気鉄道株式会社
四条大宮	北野白梅町	帷子ノ辻	嵐山本線 北野線	京福電気鉄道株式会社
淀屋橋	出町柳	三条	京阪本線 鴨東線	京阪電気鉄道株式会社
出町柳	鞍馬	宝ヶ池	叡山本線 鞍馬線	叡山電鉄株式会社
国際会館	竹田		烏丸線	京都市
六地蔵	二条		東西線	京都市
京都	宇治		奈良線	西日本旅客鉄道株式会社
中書島	京阪宇治		宇治線	京阪電気鉄道株式会社
大阪	天橋立	尼崎 福知山 宮津	東海道線 福知山線 宮福線 宮津線	西日本旅客鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社
京都	天橋立	福知山 宮津	山陰線 宮福線 宮 津線	西日本旅客鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社
大阪	ユニバーサル シティ	西九条	大阪環状線 桜島線	西日本旅客鉄道株式会社
天王寺	天王寺	新今宮	大阪環状線 関西線	西日本旅客鉄道株式会社
江坂	中百舌鳥		1号線（御堂筋線）	大阪市
大日	八尾南		2号線（谷町線）	大阪市
西梅田	住之江公園		3号線（四つ橋線）	大阪市
コスモスクエア	長田		4号線（中央線）	大阪市
野田阪神	南巽		5号線（千日前線）	大阪市
天神橋筋六丁目	天下茶屋		6号線（堺筋線）	大阪市
大正	門真南		7号線（長堀鶴見緑 地線）	大阪市
コスモスクエア	住之江公園		南港ポートタウン線	大阪市
大阪空港	門真市		大阪モノレール線	大阪高速鉄道株式会社
千里中央	江坂		南北線	北大阪急行電鉄株式会社
JR 難波	奈良		関西線	西日本旅客鉄道株式会社
京都	奈良	木津	奈良線 関西線	西日本旅客鉄道株式会社

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
近鉄難波	近鉄奈良	上本町 布施	難波線 大阪線 奈良線	近畿日本鉄道株式会社
大阪阿部野橋	吉野	橿原神宮前	南大阪線 吉野線	近畿日本鉄道株式会社
京都	吉野	大和 西大寺 橿原 神宮前	京都線 橿原線 吉野線	近畿日本鉄道株式会社
JR 難波	法隆寺		関西線	西日本旅客鉄道株式会社
大阪	三ノ宮		東海道線	西日本旅客鉄道株式会社
梅田	三宮		神戸線	阪急電鉄株式会社
梅田	元町		本線	阪神電気鉄道株式会社
西神中央	新神戸	名谷 新長田	西神延伸線 西神線 山手線	神戸市
三宮・花時計前	新長田		海岸線	神戸市
新神戸	谷上		北神線	北神急行電鉄株式会社
谷上	有馬温泉		有馬線	神戸電鉄株式会社
マリナーパーク	住吉		六甲アイランド線	神戸新交通株式会社
神戸空港	三宮		ポートアイランド線	神戸新交通株式会社
梅田	宝塚		宝塚線	阪急電鉄株式会社
大阪	姫路	神戸	東海道線 山陽線	西日本旅客鉄道株式会社
難波	和歌山市		南海本線	南海電気鉄道株式会社
新大阪	新宮	大阪 新今宮 天王寺 和歌山	東海道線 大阪環状線 関西線 阪和線 紀勢線	西日本旅客鉄道株式会社
新大阪	白浜	大阪 新今宮 天王寺 和歌山	東海道線 大阪環状線 関西線 阪和線 紀勢線	西日本旅客鉄道株式会社
難波	高野山	岸里玉出 極楽橋	南海本線 高野線 鋼索線	南海電気鉄道株式会社
京都	賢島	大和西大寺 大和八木 伊勢中川 宇治山田 鳥羽	京都線 橿原線 大阪線 山田線 鳥羽線 志摩線	近畿日本鉄道株式会社
近鉄難波	賢島	上本町 伊勢中川 宇治山田 鳥羽	難波線 大阪線 山田線 鳥羽線 志摩線	近畿日本鉄道株式会社
広島駅	原爆ドーム前		本線	広島電鉄株式会社
広島駅	広電宮島口	広電西広島	本線 宮島線	広島電鉄株式会社

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
広島	宮島口		山陽線	西日本旅客鉄道株式会社
岡山	倉敷		山陽線	西日本旅客鉄道株式会社
新下関	下関		山陽線	西日本旅客鉄道株式会社
岡山	鳥取	上郡 智頭	山陽線 智頭線 因美線	西日本旅客鉄道株式会社 智頭急行株式会社
米子	鳥取		山陰線	西日本旅客鉄道株式会社
京都	鳥取	上郡 智頭	東海道線 山陽線 因美線 智頭線	西日本旅客鉄道株式会社 智頭急行株式会社
岡山	松江		山陽線 伯備線 山陰線	西日本旅客鉄道株式会社
岡山	出雲市		山陽線 伯備線 山陰線	西日本旅客鉄道株式会社
岡山	徳島		宇野線 本四備讃線 予讃線 高德線	西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社
岡山	高松		宇野線 本四備讃線 予讃線	西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社
岡山	松山		宇野線 本四備讃線 予讃線	西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社
岡山	高知		宇野線 本四備讃線 予讃線 土讃線	西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社
宮崎空港	宮崎	田吉 南宮崎	宮崎空港線 日南線 日豊線	九州旅客鉄道株式会社
新八代	鹿児島中央		九州新幹線	九州旅客鉄道株式会社
博多	新八代		鹿児島線	九州旅客鉄道株式会社
姪浜	福岡空港		1号線(空港線)	福岡市
中洲川端	貝塚		2号線(箱崎線)	福岡市
橋本	天神南		3号線(七隈線)	福岡市
西鉄福岡(天神)	太宰府	西鉄二日市	天神大牟田線 太宰府線	西日本鉄道株式会社
西鉄福岡(天神)	西鉄柳川		天神大牟田線	西日本鉄道株式会社
博多	佐賀		鹿児島線 長崎線	九州旅客鉄道株式会社
博多	長崎		鹿児島線 長崎線	九州旅客鉄道株式会社
赤迫	正覚寺下		赤迫支線 本線	長崎電気軌道株式会社
赤迫	蛸茶屋		赤迫支線 本線 桜町支線	長崎電気軌道株式会社
正覚寺下	蛸茶屋		本線 蛸茶屋支線	長崎電気軌道株式会社

起点	終点	主たる経過地	路線名	公共交通事業者等
石橋	蛭茶屋		大浦支線 本線 蛭茶屋支線	長崎電気軌道株式会社
博多	ハウステンボス		鹿児島線 長崎線 佐世保線 大村線	九州旅客鉄道株式会社
博多	阿蘇		鹿児島線 豊肥線	九州旅客鉄道株式会社
博多	別府	由布院	鹿児島線 久大線	九州旅客鉄道株式会社
小倉	別府		日豊線	九州旅客鉄道株式会社
大分	別府		日豊線	九州旅客鉄道株式会社
小倉	宮崎		日豊線	九州旅客鉄道株式会社
鹿児島中央	指宿		指宿枕崎線	九州旅客鉄道株式会社
鹿児島中央	霧島温泉		日豊線 肥薩線	九州旅客鉄道株式会社
那覇空港	牧志		沖縄都市モノレール線	沖縄都市モノレール株式会社
那覇空港	首里		沖縄都市モノレール線	沖縄都市モノレール株式会社

## 二 バス及びバスターミナル 次表に掲げる起点と終点とを結ぶ区間

始点	終点	公共交通事業者等
新千歳空港	札幌駅バスターミナル	北海道中央バス株式会社 北都交通株式会社 札幌駅総合開発株式会社
札幌駅バスターミナル	小樽駅前バスターミナル	北海道中央バス株式会社 札幌駅総合開発株式会社
札幌駅バスターミナル	羊ヶ丘展望台	北海道中央バス株式会社 札幌駅総合開発株式会社
地下鉄南郷18丁目駅前	札幌ドーム	北海道中央バス株式会社
地下鉄真駒内駅前	芸術の森センター	北海道中央バス株式会社
函館空港	函館駅前	函館バス株式会社
函館空港	ホテル JAL シティ	函館タクシー株式会社
女満別空港	おーろらターミナル	網走バス株式会社
旭川空港	六条九丁目	旭川電気軌道株式会社 道北バス株式会社
旭川駅前	旭山動物園	旭川電気軌道株式会社
旭川駅前	旭岳温泉	旭川電気軌道株式会社
斜里バスターミナル	ウトロ温泉ターミナル	斜里バス株式会社
釧路空港	釧路駅バスのりば	阿寒バス株式会社

始点	終点	公共交通事業者等
釧路空港	阿寒湖バスセンター	阿寒バス株式会社
青森空港	青森駅	青森市 ジェイアールバス東北株式会社
青森駅	十和田湖バスターミナル	ジェイアールバス東北株式会社 十和田湖バスターミナル株式会社
十二湖駅	奥十二湖	弘南バス株式会社
弘前駅	津軽峠	弘南バス株式会社
仙台空港	仙台駅	仙台市
秋田空港	秋田駅	秋田中央交通株式会社
福島空港	郡山駅	福島交通株式会社
山形駅	蔵王温泉バスターミナル	山交バス株式会社
成田空港	羽田空港	東京空港交通株式会社
成田空港	つくばセンター	関東鉄道株式会社 千葉交通株式会社 成田空港交通株式会社
羽田空港	つくばセンター	関東鉄道株式会社 京浜急行バス株式会社
東京駅	つくばセンター	関東鉄道株式会社 ジェイアールバス関東株式会社
新宿駅南口	草津温泉	ジェイアールバス関東株式会社 草津バスターミナル株式会社
長野原草津口	草津温泉	ジェイアールバス関東株式会社 草津バスターミナル株式会社
軽井沢駅	草津温泉	西武高原バス株式会社 草軽交通株式会社 草津バスターミナル株式会社
成田空港	新浦安 東京ディズニーリゾート	東京空港交通株式会社 千葉交通株式会社 東京ベイシティ交通株式会社
羽田空港	新浦安 東京ディズニーリゾート	東京空港交通株式会社 東京ベイシティ交通株式会社 京成バス株式会社 京浜急行バス株式会社
新宿駅南口	東京ディズニーリゾート	ジェイアールバス関東株式会社 京成バス株式会社

始点	終点	公共交通事業者等
横浜駅東口	東京ディズニーリゾート	京浜急行バス株式会社 京成バス株式会社
成田空港	幕張新都心地区	成田空港交通株式会社 ちばシティバス株式会社 京成バス株式会社
羽田空港	幕張新都心地区	京成バス株式会社 東京空港交通株式会社 京浜急行バス株式会社
成田空港	川越駅	千葉交通株式会社 川越観光自動車株式会社
羽田空港	本川越駅	西武バス株式会社 イーグルバス株式会社 東京空港交通株式会社
成田空港	東京シティ・エアターミナル 東京駅・日本橋地区 新宿駅 新宿地区 池袋地区 目白・九 段・後楽園地区 銀座・汐留地 区 赤坂地区 芝地区 渋谷地 区 恵比寿・品川地区 竹芝・ 臨海副都心地区 錦糸町・東陽 町・新木場地区	東京空港交通株式会社 東京シティ・エアターミナル株式会社
羽田空港	東京シティ・エアターミナル 東京駅 新宿駅 新宿地区 池 袋地区 目白・九段・後楽園地 区 赤坂地区 渋谷地区 臨海 副都心地区 錦糸町・東陽町地 区	東京空港交通株式会社 東京シティ・エアターミナル株式会社 羽田京急株式会社 京浜急行バス株式会社 東急バス株式会社
横浜駅東口(YCAT)	東京ビッグサイト	京浜急行バス株式会社 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
成田空港	横浜駅東口(YCAT)・横浜地区	東京空港交通株式会社 京成バス株式会社 京浜急行バス株式会社 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
羽田空港	横浜駅東口(YCAT)	羽田京急バス株式会社 横浜シティ・エ ア・ターミナル株式会社
羽田空港	新横浜駅・新横浜地区	京浜急行バス株式会社 川崎鶴見臨港バス株式会社

始点	終点	公共交通事業者等
羽田空港	箱根桃源台	京浜急行バス株式会社 小田急箱根高速バス株式会社
新宿駅	箱根桃源台	小田急箱根高速バス株式会社
新宿高速バスセンター	本栖湖	富士急行株式会社 京王電鉄バス株式会社
東京駅	河口湖駅	ジェイアールバス関東株式会社 富士急行株式会社
新潟空港	新潟駅前	新潟交通株式会社
新潟駅前	佐渡汽船	新潟交通株式会社
信州まつもと空港	松本バスターミナル	松本電気鉄道株式会社
新島々駅	上高地	松本電気鉄道株式会社
松本バスターミナル	上高地	松本電気鉄道株式会社
長野駅東口	白馬乗鞍	松本電気鉄道株式会社 川中島バス株式会社
富山空港	富山駅北口	富山地方鉄道株式会社
小松空港	加賀温泉駅	加賀温泉バス株式会社
小松空港	金沢駅前	北鉄金沢中央バス株式会社 ほくてつバス株式会社 北陸鉄道株式会社 加賀白山バス株式会社
中部国際空港	名古屋駅	ジェイアール東海バス株式会社
中部国際空港	栄バスセンター（オアシス21）	名鉄バス株式会社 名古屋市
西春駅	県営名古屋空港	名鉄バス株式会社
関西国際空港	大阪駅前	関西空港交通株式会社 大阪空港交通株式会社 阪神電気鉄道株式会社
関西国際空港	なんば（OCAT）	関西空港交通株式会社 日本交通株式会社 株式会社湊町開発センター
関西国際空港	京都駅八条口	関西空港交通株式会社 大阪空港交通株式会社 京阪バス株式会社
関西国際空港	京阪宇治	関西空港交通株式会社 京阪宇治交通株式会社

始点	終点	公共交通事業者等
関西国際空港	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	関西空港交通株式会社 大阪空港交通株式会社 阪神電気鉄道株式会社 近鉄バス株式会社 南海バス株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社
関西国際空港	JR 奈良駅	関西空港交通株式会社 奈良交通株式会社
関西国際空港	神戸三宮	関西空港交通株式会社 大阪空港交通株式会社 阪神電気鉄道株式会社
関西国際空港	姫路駅	関西空港交通株式会社 南海バス株式会社 神姫バス株式会社
洛バス(100・101・102系統)		京都市
世界遺産ぐるっとバス 奈良・西の京・斑鳩回遊ライン		奈良交通株式会社
広島空港	広島駅新幹線口	広島電鉄株式会社 広島交通株式会社 広島バス株式会社 芸陽バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社
広島空港	広島バスセンター	広島電鉄株式会社 広島交通株式会社 広島バス株式会社 芸陽バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 株式会社広島バスセンター
岡山空港	岡山駅	中鉄バス株式会社 岡山電気軌道株式会社
岡山空港	倉敷駅北口	中鉄バス株式会社 下津井電鉄株式会社
鳥取空港	鳥取駅	日ノ丸自動車株式会社
米子空港	米子駅	日ノ丸自動車株式会社
出雲空港	松江駅	松江一畑交通株式会社
山口宇部空港	下関駅	サンデン交通株式会社
山口宇部空港	新山口駅	宇部市

始点	終点	公共交通事業者等
新山口駅新幹線口	東萩駅	中国ジェイアールバス株式会社 防長交通株式会社
関西国際空港	徳島駅前	徳島バス株式会社 南海バス株式会社 関西空港交通株式会社 本四海峡バス株式会社
徳島空港	徳島駅前	徳島バス株式会社
高松空港	高松駅	ことでんバス株式会社
松山空港	松山駅前 松山市駅	伊予鉄道株式会社
高知龍馬空港	はりまや橋	株式会社高知駅前観光
高知龍馬空港	高知駅	土佐電ドリームサービス株式会社
中央埠頭	博多駅前 天神	西日本鉄道株式会社
福岡空港（国際線）	熊本交通センター（ひのくに）	西日本鉄道株式会社 九州産業交通株式会社
福岡空港（国際線）	大牟田 荒尾	西日本鉄道株式会社
福岡空港（国際線）	佐賀駅バスセンター（わかくす）	西日本鉄道株式会社
福岡空港（国際線）	小倉	西日本鉄道株式会社
福岡空港（国際線）	佐世保駅前バスセンター（させぼ）	西鉄高速バス株式会社 西肥自動車株式会社
福岡空港（国際線）	長崎駅前県営バスターミナル	九州急行バス株式会社 長崎県
福岡空港（国際線）	別府北浜（とよのくに）	西日本鉄道株式会社 亀の井バス株式会社
福岡市内循環バス		西日本鉄道株式会社 株式会社福岡交通センター
大分空港	別府駅前 大分駅前	大分交通株式会社
大分空港	由布院駅前	大分交通株式会社 亀の井バス株式会社
長崎空港	長崎駅前県営バスターミナル	長崎県 長崎自動車株式会社
長崎空港	佐世保駅前バスセンター	西肥自動車株式会社
熊本空港	熊本交通センター	九州産業交通株式会社
熊本空港	熊本駅前	九州産業交通株式会社
鹿児島空港	南国日生ビルバスターミナル	南国交通株式会社 九州バスネットワーク株式会社

三 旅客船及び旅客船ターミナル 次表に掲げる起点と終点とを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
常滑港空港島ターミナル	津松坂港津なぎさまちターミナル	津エアポートライン株式会社 愛知県 三重県
新潟港万代島旅客ターミナル	両津港南埠頭旅客待合所	佐渡汽船株式会社 新潟県
北九州港新門司第一ターミナル	堺泉北港泉大津ターミナル	阪九フェリー株式会社 北九州市 大阪府
北九州港新門司第二ターミナル	神戸港六甲アイランドフェリーターミナル	阪九フェリー株式会社 北九州市 財団法人神戸港埠頭公社
大阪港大阪南港フェリーターミナル	神戸港神戸ポートターミナル	関西汽船株式会社 財団法人大阪港埠頭公社
神戸港神戸ポートターミナル	別府港3号上屋	神戸市
別府港3号上屋	大分港西大分旅客上屋	大分県
大分港西大分旅客上屋	神戸港六甲アイランドフェリーターミナル	財団法人神戸港埠頭公社
神戸港六甲アイランドフェリーターミナル	大阪港大阪南港フェリーターミナル	
大分港西大分旅客上屋	神戸港六甲アイランドフェリーターミナル	株式会社ダイヤモンドフェリー 大分県 財団法人神戸港埠頭公社
大阪港大阪南港フェリーターミナル	北九州港新門司フェリーターミナル	株式会社名門大洋フェリー 財団法人大阪港埠頭公社 北九州市
宮島口棧橋待合所	巖島港廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル	西日本旅客鉄道株式会社 宮島松大汽船株式会社 広島県 廿日市市
安岐港ホーバー空港のりば	大分港ホーバー大分のりば	大分ホーバーフェリー株式会社 大分県

四 旅客船ターミナル 次表に掲げる旅客船ターミナル

旅客船ターミナル	公共交通事業者等
大阪港国際フェリーターミナル	大阪市
下関港国際ターミナル	下関市
博多港国際ターミナル	福岡市

五 航空運送事業者 次表に掲げる空港・飛行場を相互に結ぶ区間

空港・飛行場	公共交通事業者等
女満別 旭川 釧路 帯広 新千歳 函館 青森 三沢 秋田 花巻 山形 仙台 福島 成田国際 東京国際 新潟 松本 小松 名古屋(小牧) 中部国際 大阪国際 関西国際 神戸 南紀白浜 岡山 広島 出雲 山口宇部 徳島 高松 高知 松山 福岡 北九州(新北九州) 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 那覇	株式会社日本航空 株式会社日本航空インターナショナル 株式会社日本航空ジャパン
稚内 女満別 釧路 新千歳 函館 秋田 庄内 仙台 福島 成田国際 東京国際 新潟 富山 小松 中部国際 大阪国際 関西国際 神戸 鳥取 美保(米子) 岡山 広島 山口宇部 徳島 高松 高知 松山 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 那覇	全日本空輸株式会社
福島 東京国際 富山 小松 大阪国際 岡山 高知 松山 福岡 那覇 石垣 久米島 宮古	日本トランスオーシャン航空株式会社
紋別 女満別 中標津 旭川 新千歳 大館能代 秋田 仙台 福島 成田国際 東京国際 新潟 能登 富山 小松 中部国際 大阪国際 関西国際 美保(米子) 石見 広島 松山 福岡 佐賀 大分 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 石垣 宮古	エアーニッポン株式会社
新千歳 仙台 中部国際 大阪国際 神戸 長崎 大分 熊本	株式会社ジャルエクスプレス
新千歳 旭川 函館 女満別 東京国際	北海道国際航空株式会社
東京国際 宮崎 長崎 熊本	スカイネットアジア航空
新千歳 東京国際 神戸 福岡 那覇	スカイマークエアラインズ株式会社
新潟 松本 大阪国際 但馬 出雲 岡山 隠岐 高松 徳島 高知 松山 福岡 鹿児島 宮崎 屋久島	日本エアコミューター株式会社
帯広 新千歳 秋田 花巻 山形 福島 新潟 名古屋(小牧) 大阪国際高知 松山 福岡 長崎 熊本	株式会社ジェイエア

空港・飛行場	公共交通事業者等
仙台 福島 成田 新潟 中部国際 鳥取 米子 徳島 松山	エアーセントラル株式会社
新千歳 札幌(丘珠) 函館 釧路 旭川 女満別 紋別	株式会社北海道エアシステム
新千歳 庄内 仙台 福島 成田国際 小松 大阪国際 広島 大分	アイベックスエアラインズ株式会社
稚内 女満別 中標津 釧路 新千歳 札幌(丘珠) 函館 大館能代 新潟 中部国際 大阪国際 石見 高知 松山 福岡 佐賀	株式会社エアーニッポンネットワーク

#### 六 航空旅客ターミナル 次表に掲げる航空旅客ターミナル

空港・飛行場	公共交通事業者等
稚内	稚内空港ビル株式会社
釧路	釧路空港ビル株式会社
函館	函館空港ビルディング株式会社
旭川	旭川空港ビル株式会社
帯広	帯広空港ターミナルビル株式会社
紋別	オホーツク紋別空港ビル株式会社
女満別	女満別空港ビル株式会社
中標津	根室中標津空港ビル株式会社
新千歳	北海道空港株式会社
札幌(丘珠)	札幌丘珠空港ビル株式会社
青森	青森空港ビル株式会社
三沢	三沢空港ターミナル株式会社
花巻	岩手県空港ターミナルビル株式会社
仙台	仙台空港ビル株式会社
大館能代	大館能代空港ターミナルビル株式会社
秋田	秋田空港ターミナルビル株式会社
庄内	庄内空港ビル株式会社
山形	山形空港ビル株式会社
福島	福島空港ビル株式会社
東京国際	日本空港ビルディング株式会社
成田国際	成田国際空港株式会社
新潟	新潟空港ビルディング株式会社
松本	松本空港ターミナルビル株式会社
富山	富山空港ターミナルビル株式会社
能登	能登空港ターミナルビル株式会社

空港・飛行場	公共交通事業者等
小松	北陸エアターミナルビル株式会社
中部国際	中部国際空港株式会社
名古屋（小牧）	愛知県
大阪国際	大阪国際空港ターミナル株式会社
関西国際	関西国際空港株式会社
但馬	兵庫県
神戸	神戸空港ターミナル株式会社
南紀白浜	南紀白浜空港ビル株式会社
鳥取	鳥取空港ビル株式会社
美保（米子）	米子空港ビル株式会社
隠岐	隠岐空港ターミナルビル株式会社
出雲	出雲空港ターミナルビル株式会社
石見	石見空港ターミナルビル株式会社
岡山	岡山空港ターミナルビル株式会社
広島	広島空港ビルディング株式会社
山口宇部	山口宇部空港ビル株式会社
高松	高松空港ビル株式会社
徳島	徳島空港ビル株式会社
松山	松山空港ビル株式会社
高知	高知空港ビル株式会社
北九州（新北九州）	北九州エアターミナル株式会社
福岡	福岡空港ビルディング株式会社
佐賀	佐賀ターミナルビル株式会社
長崎	長崎空港ビルディング株式会社
熊本	熊本空港ビルディング株式会社
大分	大分航空ターミナル株式会社
宮崎	宮崎空港ビル株式会社
鹿児島	鹿児島空港ビルディング株式会社
那覇	那覇空港ビルディング株式会社
屋久島	屋久島空港ターミナルビル株式会社
久米島	久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣	石垣市
宮古	宮古空港ターミナル株式会社

#### 附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

## 参考資料 2 情報提供促進措置を講ずべき区間の指定について

### 1. 区間指定の考え方

改正後の「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下、外客誘致法という。）」に規定されているように、国土交通大臣による区間の指定にあたっては、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間を指定する。

#### 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律 第20条第1項

国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、**多数の外国人観光旅客が利用する区間**又は**外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間**であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。

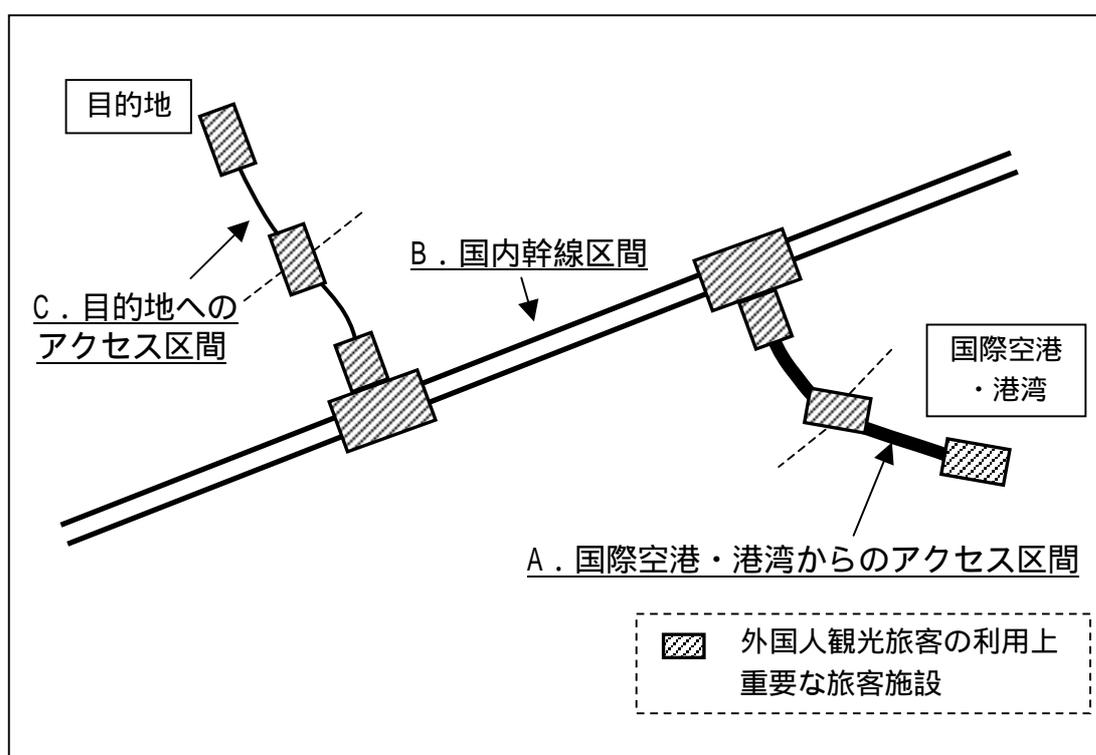
想定される区間としては成田国際空港～箱根や関西国際空港～京都、博多港～阿蘇といった国際定期便が就航している空港・港湾～観光地間があるが、国際空港・港湾～個々の観光地を1区間ずつ区間指定していくと重複して指定される区間が数多く存在するため、便宜上区間の種類を分類する。

## 2. 区間の分類

外国人観光旅客が観光地に赴くルートを進ると、大きく以下の3段階の区間に大きく分類できる。この3段階の分類された区間毎に具体的な区間を指定する。

### 3段階に分類された区間

- A. 国際空港・港湾からのアクセス区間
- B. 国内幹線区間
- C. 目的地へのアクセス区間



## (1) 国際空港・港湾からのアクセス区間（区間分類A）

### 1) 国際定期便発着空港～B. 国内幹線の利用上重要な旅客施設等

- ・国際定期便発着空港：成田、関西、中部、新千歳、函館、青森、秋田、仙台、福島、新潟、富山、小松、岡山、広島、美保（米子）、高松、松山、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇（計24空港）

羽田空港は国際定期便が発着していない（平成17年10月時点で不定期便の羽田 - 金浦便が1日8往復就航）が、平成16年の入国外国人数が約16万3千人と国内で5番目に多いため対象空港に含むこととする。

- 【指定例】成田空港～東京駅、上野駅、新宿駅、  
関西空港～新大阪駅、難波駅、大阪（梅田）駅  
広島空港～広島駅、広島バスセンター  
函館空港～函館駅



出典：南海電気鉄道株式会社ホームページ

### 2) 国際定期便発着港湾～B. 国内幹線の利用上重要な旅客施設等

- ・国際定期便発着港湾：博多、関門（下関）、大阪等  
入国外国人数年間1万人以上を目安とする

- 【指定例】博多港～博多駅、天神駅  
大阪港～新大阪駅、大阪（梅田）駅

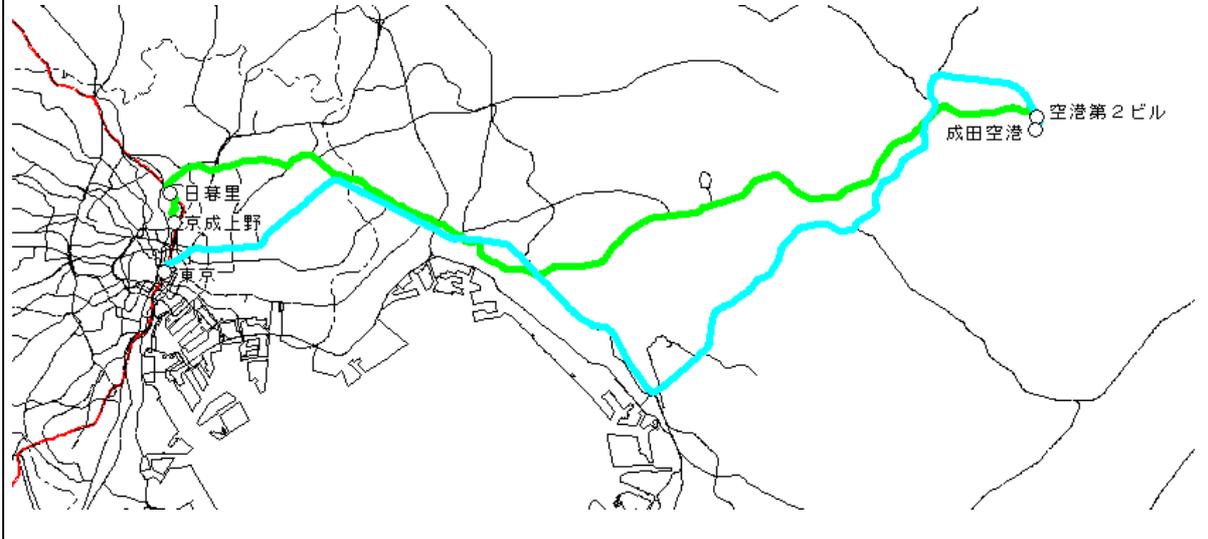


出典：(財)福岡観光コンベンションビューローホームページ

A . 国際空港からのアクセス区間の例

(ア社：東京 - 成田空港間)

(イ社：京成上野 - 成田空港間)



## (2) 国内幹線区間（区間分類B）

### 1) 鉄道路線

- ・ 東海道、山陽、東北、山形、秋田、上越、長野、九州の各新幹線

在来線の優等列車については外国人観光旅客の利用にとって特に重要な区間を指定する。



出典：東日本旅客鉄道(株)ホームページ

### 2) 航空路線（国内定期路線）

一部の通勤路線等については外国人観光旅客の利用にとって特に重要な区間を指定する。



出典：(株)日本航空ジャパンホームページ

### 3) 旅客船

外国人観光旅客の利用にとって特に重要な区間を指定する。



出典：さんふらわあ（関西汽船・ダイヤモンドフェリー）ホームページ

### 4) 高速バス

外国人観光旅客の利用にとって特に重要な区間を指定する。



出典：西鉄高速バス(株)ホームページ

B . 国内幹線区間の例

(ウ社：東京 - 新大阪間の一部を拡大)



### (3) 目的地へのアクセス区間（区間分類C）

1)A 又は B の重要な旅客施設等から目的地（観光地）の重要な旅客施設等までの区間を運行（運航）する鉄軌道・バス・旅客船等

目的地を次頁の手順により選定する。

A 又は B の重要な旅客施設から、目的地までの区間を、地域の実情を十分に考慮して指定する。

東京・大阪・札幌・仙台・横浜・名古屋・京都・神戸・福岡については狭い地域に観光地が密集しているため地域として捉え、地下鉄を指定区間とする。



出典：福岡市交通局ホームページ



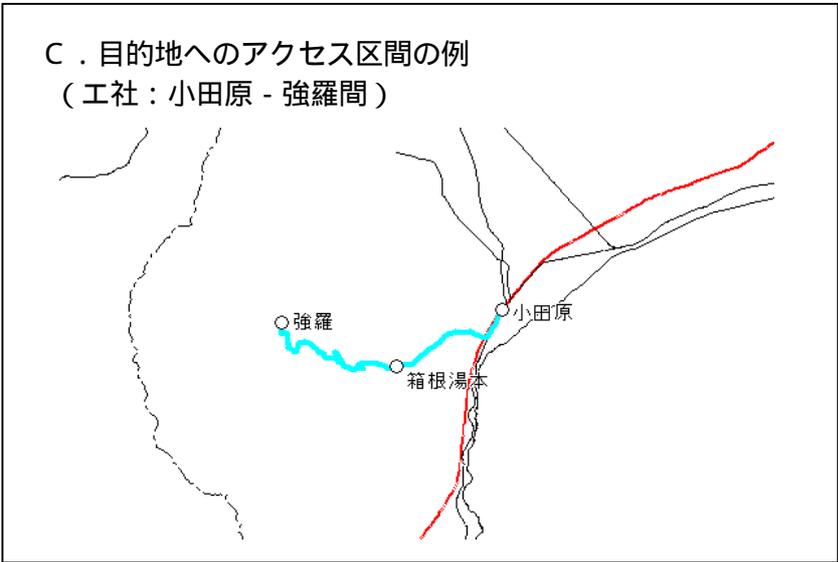
出典：広島電鉄株式会社ホームページ



出典：西日本旅客鉄道株式会社ホームページ



出典：小田急箱根高速バス株式会社ホームページ



## 2) 区間分類Cにおける目的地の選定方法

今回の区間指定にあたっては、外国人観光旅客の日本国内における流動を示す統計が未整備のため、都道府県毎の訪問者数（訪問率）等により目的地を選定し、今後の外国人観光旅客の動向や受け入れ環境、統計の整備に合わせて逐次拡大する。

### 多数の外国人観光旅客が現在訪問している目的地

都道府県毎の訪問者数（訪問率）により都道府県毎に目安となる目的地数のを算出し、さらに都道府県内で目的地を比較することができるデータを用いて選定する。

#### ア．都道府県毎の目的地数の算出

JNTO(国際観光振興機構)の訪日外国人旅行者調査における都道府県訪問率により推計した、平成16年の各都道府県への年間外国人観光旅客訪問者数推計値が、

5万人未満の都道府県・・・・・・・・・・ **1箇所程度**

5万人以上～20万人未満の都道府県・・・ **2箇所程度**

20万人以上の都道府県・・・・・・・・・・ **4箇所程度**

東京都と大阪府については狭い地域に多数の観光地が密集しているため区域として捉え、何箇所という算出は行わないこととする。

#### イ．都道府県内の目的地の選定

上記の算出に応じ、下記の基準を参考に目的地を選定

目的地に関しては(財)日本交通公社の観光資源台帳に掲載された観光地(主に宿泊地)と、外国人観光旅客向けガイドブックに掲載されている観光地を参考とする。

各自治体で集計している別外国人観光旅客数が年間5千人以上の目的地(観光地)

#### 【上記データが無い場合】

各都道府県で集計している観光地入込客数が年間200万人以上の目的地(観光地)

日本を紹介している外国のガイドブック(英語圏・韓国・台湾・香港・中国)において広く紹介されている目的地(観光地)

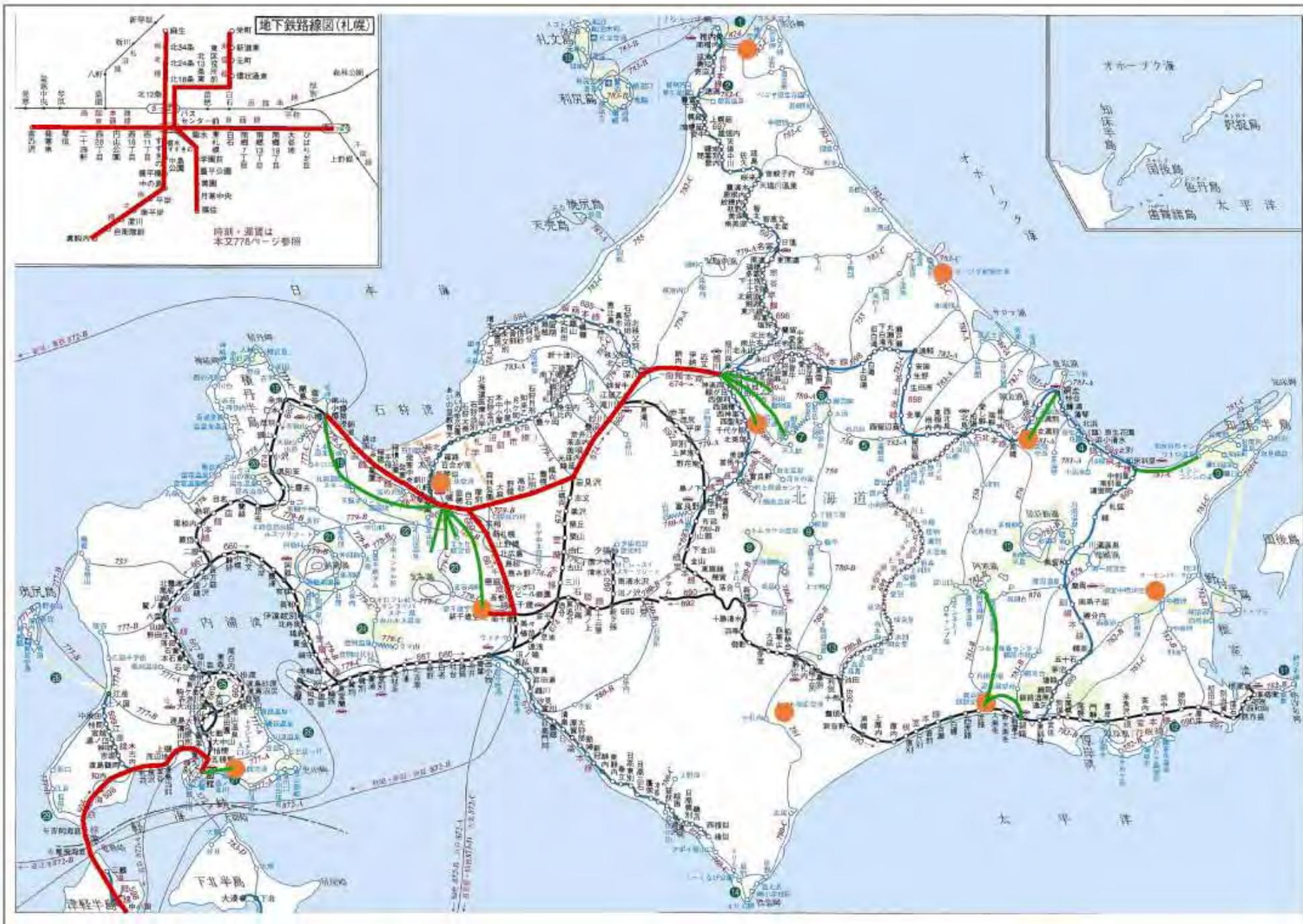
### 今後多数の外国人観光旅客が訪問することが想定される目的地

世界遺産登録地等から今後外国人観光旅客の増加が見込まれる目的地(観光地)を選定する。

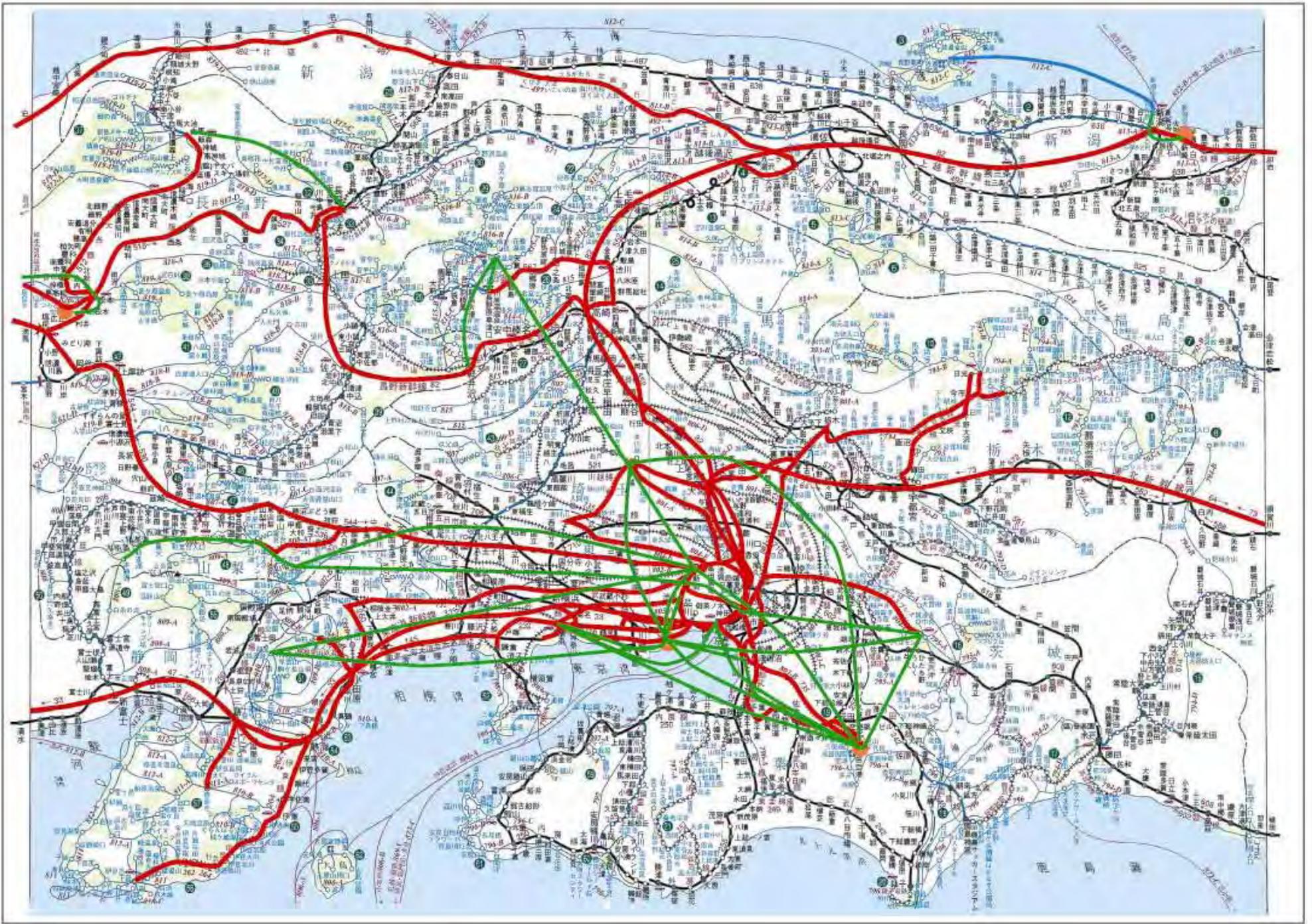
### 3 . 平成 18 年 3 月 ( 第 1 回 ) の指定区間に関する参考図

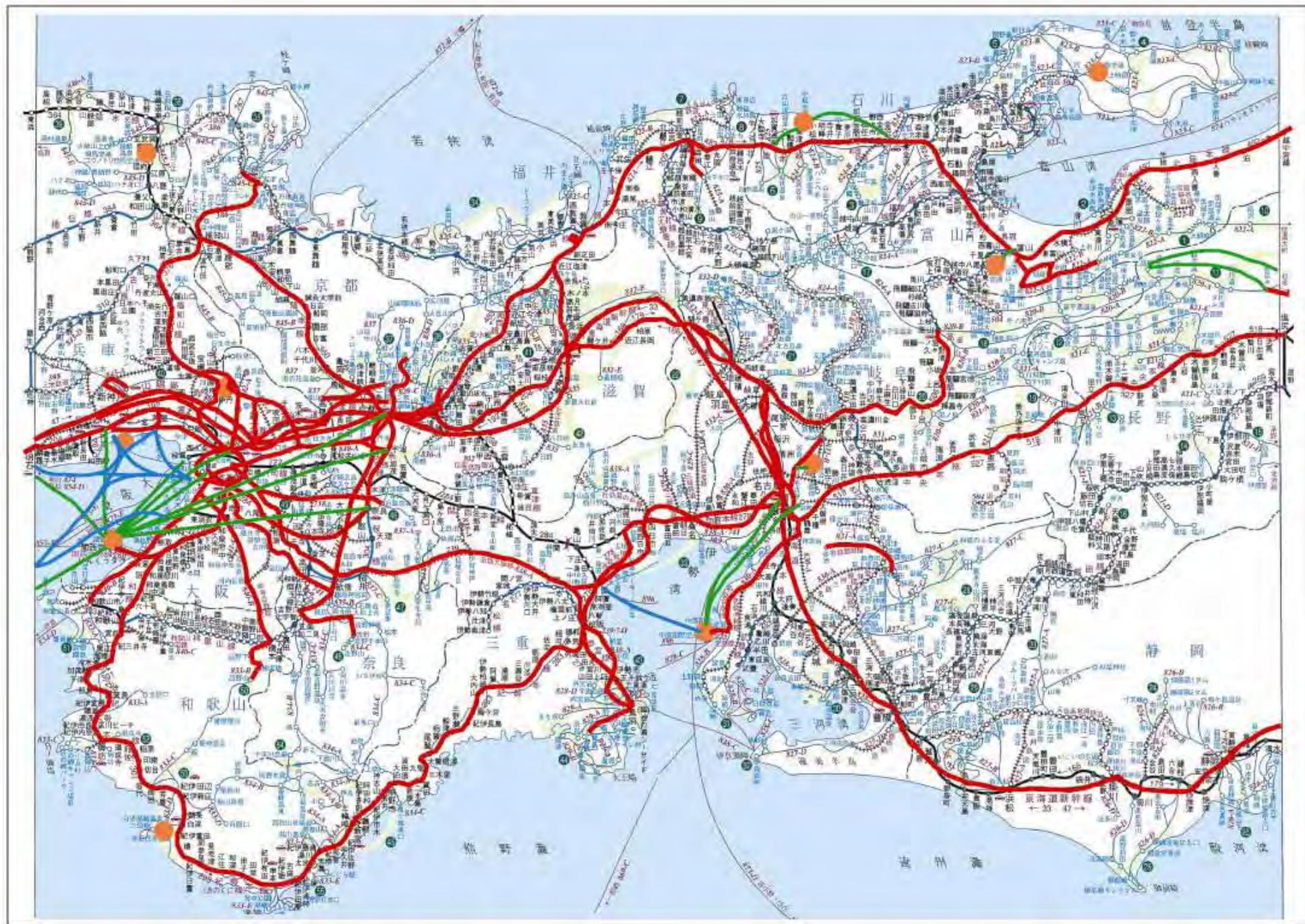
- \* 本図は、このたび告示した「情報提供促進措置を講ずべき区間」について、参考用に「JTB時刻表 平成 18 年 4 月号」(発行:(株)JTBパブリッシング)の索引地図上に表記したものである。
- \* 航空路線については、地図上にオレンジ色で表示した空港・飛行場間を相互に結ぶ路線である。詳細については告示を参照。
- \* バス路線および旅客船航路については、途中の経由地や経路の表示が正確ではない場合がある。詳細については告示を参照。

凡 例	
	鉄道及び軌道
	バス及びバスターミナル
	旅客船及び旅客船ターミナル
	航空旅客ターミナル

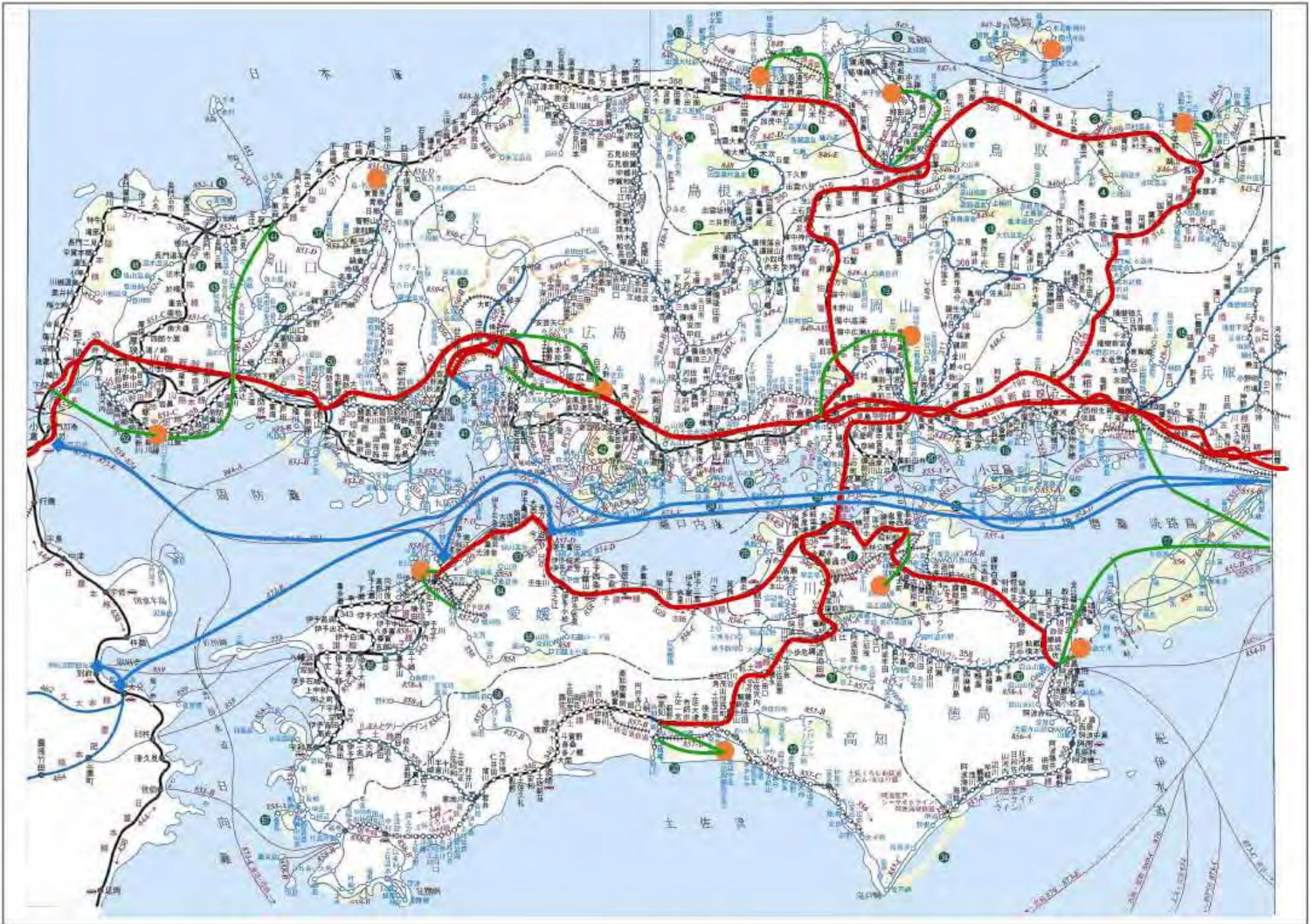


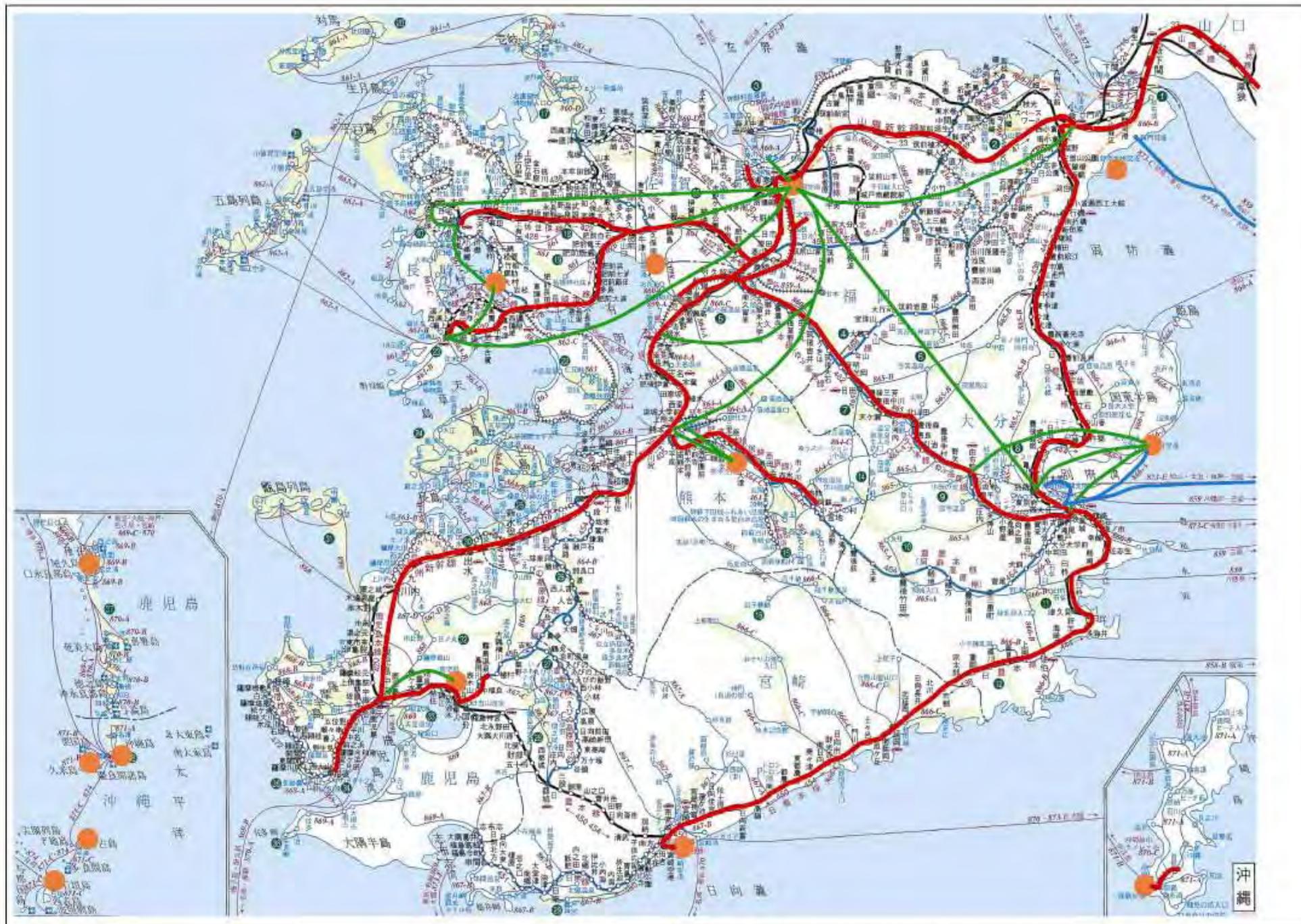






※地図上に表示の路線の他、洛バス（100・101・102系統／京都市交通局）も指定されている。  
 ※地図上に表示の路線の他、世界遺産ぐるっとバス 奈良・西の京・斑鳩回遊ライン（奈良交通株式会社）も指定されている。



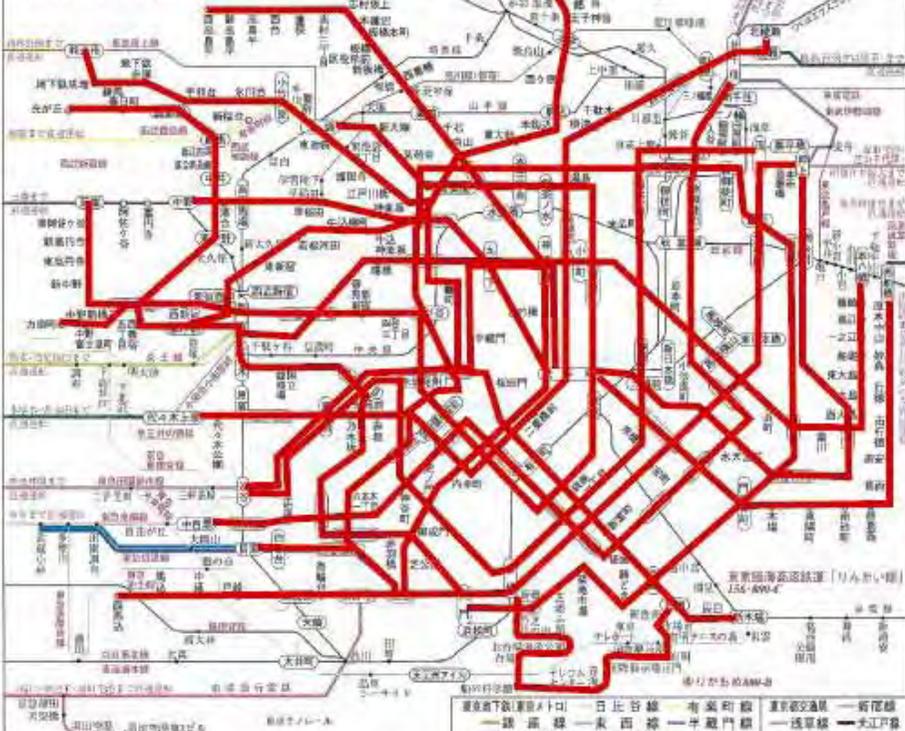


※地図上に表示の路線の他、長崎電気軌道網全線も指定されている。  
 ※地図上に表示の路線の他、福岡市内循環バス（西日本旅客鉄道網・福岡交通センター）も指定されている。



### 地下鉄路線図(東京)

時刻・運賃は  
本文799・800ページ参照



### 地下鉄路線図(横浜)

時刻・運賃は  
本文805ページ参照

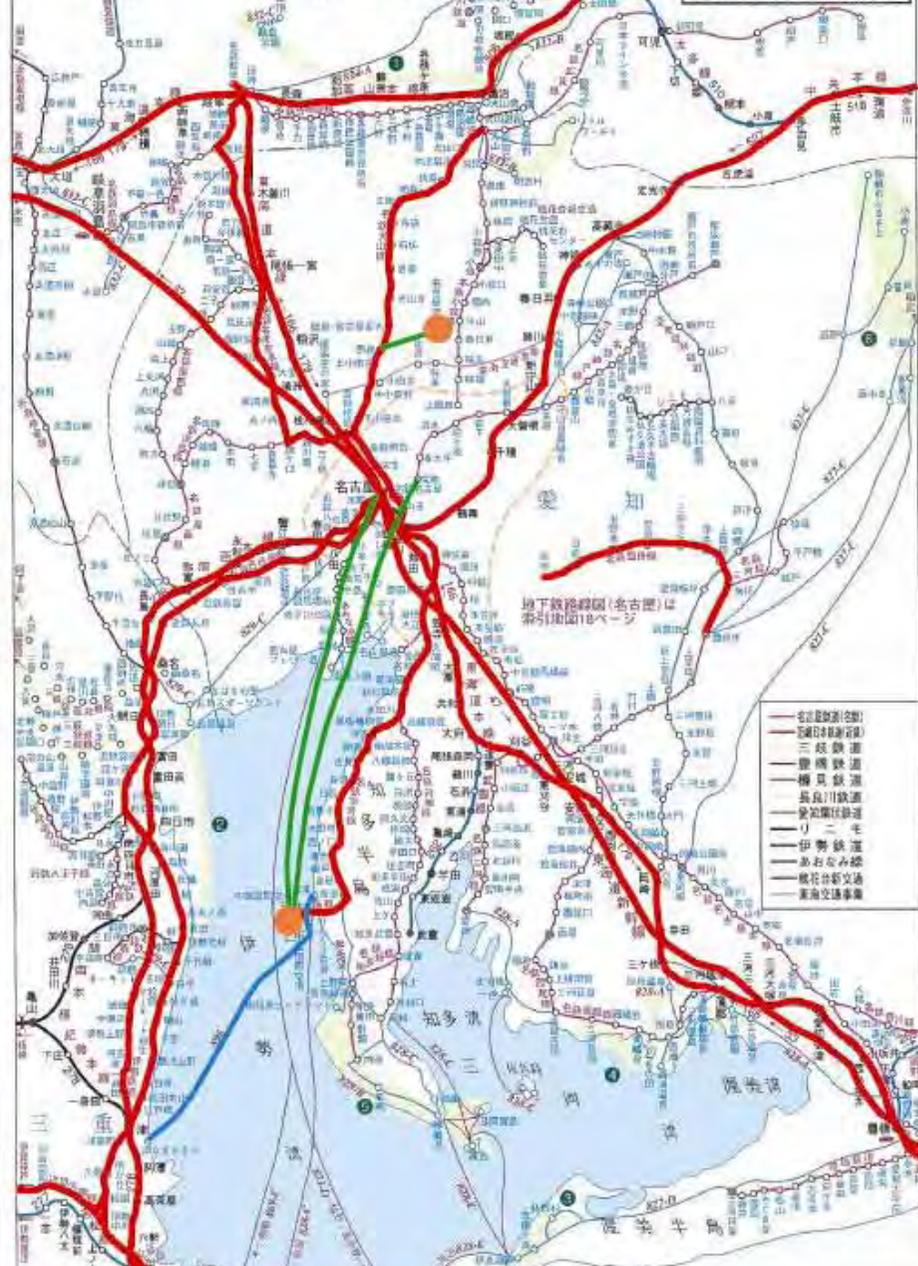


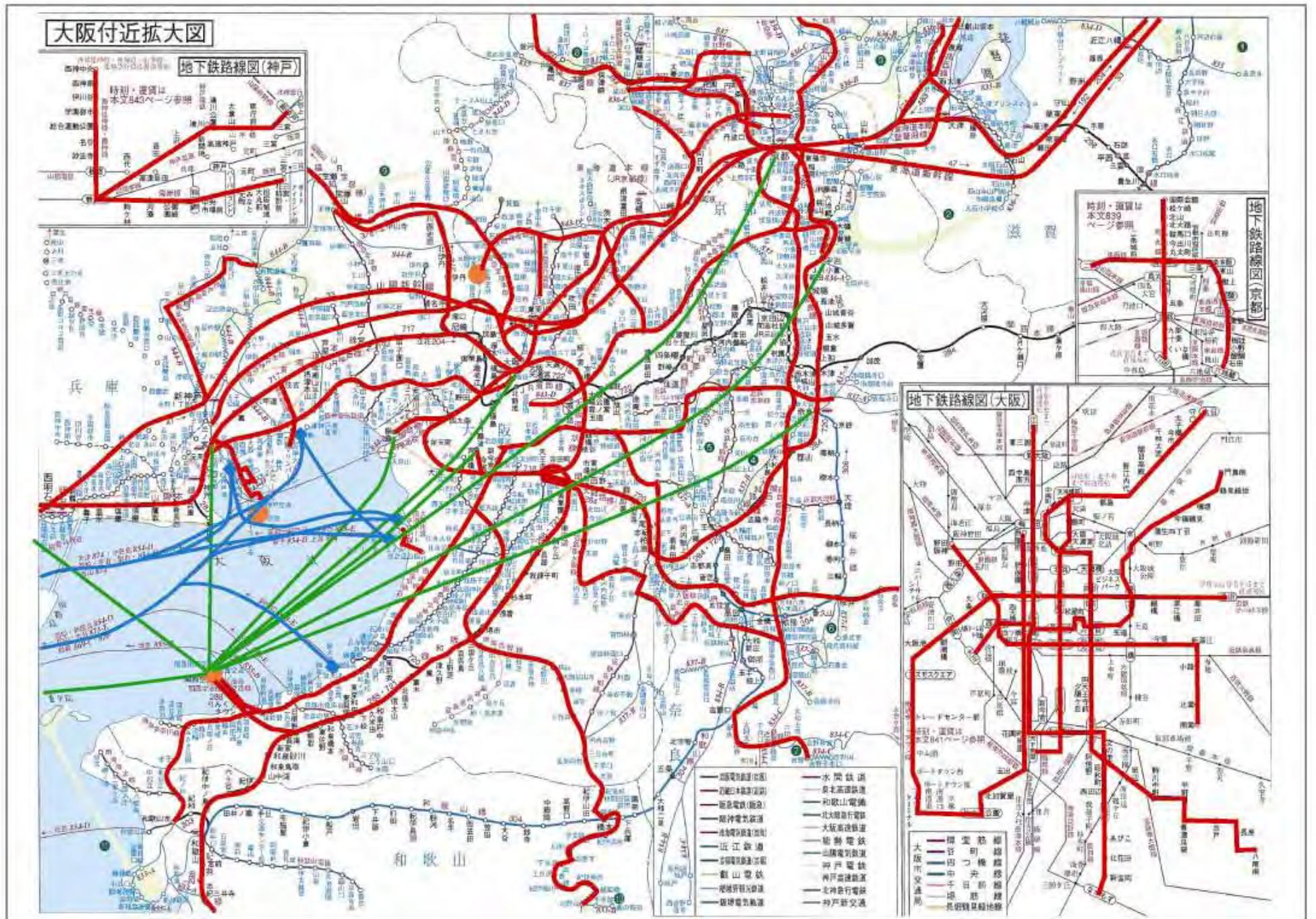
### 地下鉄路線図(名古屋)

時刻・運賃は  
本文831ページ参照



### 名古屋付近拡大図





※地図上に表示の路線の他、洛バス（100・101・102系統／京都市交通局）も指定されている。  
 ※地図上に表示の路線の他、世界遺産ぐるっとバス 奈良・西の京・斑鳩回遊ライン（奈良交通株）も指定されている。



## 参考資料 3 . 海外発行ガイドブックにおける我が国観光地の掲載状況調査について

### 1 . 調査に使用したガイドブック

訪日旅行者数の多い韓国、台湾、中国、香港及び英語圏の国々において使われている代表的な日本のガイドブックを選定し、観光地別の掲載ページ数（地図等を含む）を整理した。

書籍名	発行国	発行社	発行部数	ページ数	特徴
Lonely Planet Japan 	米国、オーストラリア、英国	Lonely Planet Publications	65,000	920	米英を拠点とする 6 人のトラベルライターが共同執筆。地球上を端から端まで旅する旅行者用に考案されたガイドブックで、日本版はほぼ全県を網羅しており、観光地として知名度の高くない地域の情報も掲載している。地図が 150 件以上と豊富に掲載されており、本文及び地図の地名や施設名は日本語の表記も併記。宿泊施設は、ユースホテル、民宿、キャンプ場などの格安施設から順に掲載されていて、低廉旅行向きに作られている。日本でのアルバイト情報など、通常の旅行者向けではない情報も掲載されている。なお、日本版は LPP 社メルボルン支社が制作。
日本 100 倍 エンジョイ 	韓国	RANDOM HOUSE 中央	35,000	919	韓国で最も売れているガイドブック。北海道から沖縄まで全国各地を詳細に紹介している。1998 年 1 月初版。
MOOK 自遊自在 シリーズ 	台湾	墨刻出版	-		1998 年発行開始の台湾を代表する旅行ガイドブックシリーズ。日本を含む世界各国を網羅し 123 種類が出版されている。(2004 年 8 月時点)。日本を扱ったものとして、東京、北海道、関西、九州といった地域別シリーズ、桜、紅葉、鉄道といったテーマ別シリーズがある。シリーズ全体でもっとも売れ行きがよいのが東京。台北発東京行きのフライトの機内で同書を持った台湾人旅行者を目にすることは珍しい事ではない。墨刻出版は季刊旅行雑誌「MOOK TRAVELLER」も発行している。
全日本旅遊 攻略 	香港	星島出版	-		出版元の星島出版社は、系列に一般日刊誌「星島日報」を有する。

書籍名	発行国	発行社	発行部数	ページ数	特徴
日本之旅 	中国	広東旅遊出版社	-	159	基本的な日本のガイドブック。カラー写真を多用。中国語（簡体字）。副題に「A Tour Guide to Japan」の英語名もある。「日本之旅」は全部で18カ国（種類）ある「世界之旅」シリーズの1冊。

## 2. 各ガイドブック掲載状況の比較

各ガイドブック毎に掲載量の多い順に観光地をリストアップした。

### 英語圏 Lonely Planet Japan

順位	観光地名	ページ数
1位	京都市内	49.0
2位	東京山手	23.5
3位	東京都心	17.4
4位	大阪市・東大阪市	16.0
5位	東京下町	14.9
6位	沖縄本島	12.4
7位	長崎市	10.5
8位	奈良市及び周辺	10.3
9位	石垣・小浜・南部諸島(宮古島除く)	9.5
10位	高山市	9.1
11位	名古屋市・長久手	9.0
12位	福岡市・大宰府	8.3
13位	札幌市	8.0
14位	金沢市	7.4
15位	日光市	7.2
16位	鹿児島市	6.8
17位	仙台市	6.3
18位	別府温泉郷	5.6
19位	富士山	5.5
19位	広島市	5.5

### 韓国 日本100倍エンジョイ

順位	観光地名	ページ数
1位	京都市内	60.0
2位	東京山手	51.2
3位	大阪市・東大阪市	51.0
4位	東京都心	31.7
5位	東京下町	31.1
6位	奈良市及び周辺	26.0
7位	沖縄本島	23.1
8位	横浜市	23.0
9位	箱根	21.6
10位	福岡市・大宰府	21.0
11位	日光市	19.3
12位	神戸市・有馬温泉(市内)	19.0
13位	札幌市	18.0
14位	長崎市	17.9
15位	鎌倉市・江ノ島	16.0
16位	函館市	14.8
17位	別府温泉郷	12.6
18位	広島市	11.0
19位	富良野・美瑛	10.0
19位	高山市	10.0

台湾 MOOK自由自在

順位	観光地名	ページ数
1位	京都市内	114.7
2位	沖縄本島	71.0
3位	東京山手	70.1
4位	神戸市・有馬温泉(市内)	45.0
5位	高山市	40.5
6位	奈良市及び周辺	39.5
7位	東京都心	37.6
8位	東京下町	32.1
9位	伊勢市・二見	29.1
10位	金沢市	29.0
11位	箱根	28.3
12位	富士五湖	26.8
13位	日光市	25.6
14位	大阪市・東大阪市	25.4
15位	福岡市・大宰府	22.5
16位	須磨・明石・淡路島	19.7
17位	加賀温泉郷	18.0
18位	名古屋	17.6
19位	富士山	16.0
20位	富良野・美瑛	13.0
20位	釧路市(釧路湿原国立公園)	13.0

香港 全日本旅遊攻略

順位	観光地名	ページ数
1位	東京山手	36.0
2位	大阪市・東大阪市	26.0
3位	東京都心	20.3
4位	京都市内	17.0
5位	神戸市	11.5
6位	札幌市	10.0
6位	函館市	10.0
8位	横浜市	8.5
9位	富士五湖	7.5
10位	富良野・美瑛	7.3
11位	東京ディズニーリゾート	7.0
12位	日光市	6.5
13位	箱根	6.1
14位	小樽市・朝里川	6.0
14位	登別・白老	6.0
14位	奈良市及び周辺	6.0
17位	ハウステンボス	5.8
18位	沖縄本島	4.6
19位	東京下町	4.0
19位	別府温泉郷	4.0
19位	宮崎市・日南市・綾町・西都原	4.0

中国 日本之旅

順位	観光地名	ページ数
1位	京都市内	26.0
2位	東京都心	11.3
3位	大阪市・東大阪市	11.0
4位	東京山手	10.1
5位	名古屋市・長久手	8.8
6位	東京下町	8.2
7位	奈良市及び周辺	8.0
8位	広島市	7.0
9位	横浜市	6.0
10位	富士山	4.8
11位	札幌市	4.0
12位	箱根	3.1
13位	東京ディズニーリゾート	2.0
14位	富士五湖	1.2
15位	宮島	1.0
16位	犬山	0.9
17位	堺市	0.4
18位	大阪北部	0.3

### 3. 観光地別の掲載状況

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本 旅遊攻略	
<b>北海道</b>								
利尻・礼文		北海道	4.0				1.7	
稚内市		北海道	1.5	4.0			1.2	
旭川市		北海道	1.5	5.0			2.3	1.9
北龍町		北海道					0.5	
層雲峡・上川町		北海道	1.0	1.0	0.0		1.3	1.7
	旭ヶ丘農業公園	北海道						0.1
	層雲峡	北海道	1.0	1.0			1.3	1.6
天人峡・旭岳温泉		北海道	1.0	0.0	0.0		4.6	0.2
	天人峡	北海道					0.2	0.2
	旭岳温泉	北海道	1.0				4.4	
富良野・美瑛		北海道	2.3	10.0	0.0		13.0	7.3
	白金・富良野市	北海道	0.9	6.0			7.5	7.3
	美瑛	北海道	1.0	4.0			5.5	
	十勝岳・吹上温泉	北海道	0.4					
知床半島		北海道	2.8	2.0	0.0		4.0	0.0
	知床・ウトロ	北海道	2.0	2.0			3.5	
	斜里	北海道	0.3					
	羅臼	北海道	0.5				0.5	
網走市		北海道	1.5	5.0			3.0	3.7
襟裳		北海道	0.5					
川湯・弟子屈・摩周湖		北海道	2.7				2.7	1.0
阿寒湖畔		北海道	1.6				1.4	3.0
根室市		北海道						
霧多布		北海道					2.0	
厚岸		北海道						
釧路市(釧路湿原国立公園)		北海道	0.5	5.0			13.0	2.0
糖平・然別		北海道						0.2
十勝川・帯広市		北海道	1.0				3.0	1.8
小樽市・朝里川		北海道	3.0	8.0			5.0	6.0
二セコ		北海道	1.0				5.0	
札幌市		北海道	8.0	18.0	4.0		10.2	10.0
苫小牧市		北海道						
千歳市		北海道						
登別・白老		北海道	0.5	6.0	0.0		2.0	6.0
	登別市	北海道	0.5	6.0			2.0	6.0
	白老町	北海道						
洞爺湖		北海道	2.0	7.0			2.0	
大沼		北海道		1.3			2.5	
函館市		北海道	4.0	14.8			7.5	10.0
松前・江差		北海道	1.0					
室蘭		北海道	0.5					
支笏湖		北海道	1.0					
平取町・二風谷		北海道						
黒松内町		北海道					2.2	
大雪山国立公園		北海道	1.0				0.6	
<b>東北</b>								
下北半島		青森	1.3	0.0	0.0		0.0	0.0
	薬研	青森						
	むつ市	青森						
	下北半島(むつ・薬研以外)	青森	1.3					
八戸市		青森	0.5					
三沢市・古牧温泉		青森					4.0	
青森市		青森	3.5	2.7	0.0		12.5	2.0
	青森市	青森	3.5	2.7			12.5	1.4
	浅虫温泉	青森						0.6
夏泊半島		青森						0.1
八甲田		青森	0.6	0.0	0.0		6.3	0.4
	八甲田	青森	0.3				6.3	0.4
	青荷温泉	青森	0.3					
十和田湖畔・奥入瀬		青森	1.0	0.3			7.8	1.6
深浦・十二湖		青森						0.4
弘前・岩木山		青森	2.8	0.0	0.0		0.9	0.7
	弘前市・百沢	青森	2.5				0.9	0.7
	岩木山	青森	0.3					
大鱈		青森						
白神山地		青森・秋田						0.1
北部陸中海岸		岩手						

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本 旅遊攻略	
宮古市		岩手	1.0					
八幡平		岩手	0.5					
繫・鶯宿・雫石町		岩手				1.0	1.8	
花巻温泉郷・花巻市		岩手					0.5	
水沢市・北上市・岩手湯本		岩手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
	北上市	岩手					0.1	
	水沢市・岩手湯本	岩手						
平泉・一関市		岩手	2.8					
盛岡		岩手	3.3			5.0	0.7	
遠野		岩手	2.8					
岩手山		岩手	0.2					
鳴子温泉郷		宮城	0.5			4.8	0.1	
松島海岸・塩竈市		宮城	2.0	2.5		11.2	2.2	
仙台市		宮城	6.3	4.5	0.0	12.6	2.7	
	仙台市	宮城	6.0	4.5		10.6	2.7	
	秋保	宮城	0.3			2.0		
青根・遠刈田・宮城蔵王		宮城				1.3		
白石		宮城				2.8		
牡鹿半島		宮城	1.5					
森吉		秋田						
湯瀬		秋田						
秋田市		秋田	2.2			10.5	2.5	
本荘・象潟		秋田	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	羽後本荘	秋田						
	象潟	秋田	0.5					
田沢湖		秋田	1.5	0.0	0.0	6.4	2.1	
	田沢湖・抱返り渓谷	秋田	1.5			6.4	2.1	
	乳頭温泉	秋田						
横手市・湯沢市		秋田						
角館		秋田	1.5	4.0		7.2		
酒田市		山形	1.4	0.0	0.0	2.7	0.0	
	酒田	山形	1.2			2.7		
	飛鳥	山形	0.2					
最上峡		山形	0.2			1.2		
新庄市		山形						
尾花沢市・銀山温泉		山形				0.8		
天道・山寺		山形	0.8	0.0	0.0	3.1	0.0	
	天童市	山形	0.4			1.6		
	山寺	山形	0.4			1.5		
山形市・寒河江市		山形	1.5			4.9	0.4	
蔵王		山形	0.7			7.4	0.7	
赤湯		山形	0.3	0.0	0.0	1.3	0.0	
	高島	山形	0.3					
	赤湯温泉	山形				1.3		
上ノ山		山形				1.9		
米沢市		山形	0.8			3.0		
鶴岡市・羽黒町		山形	3.5	0.0	0.0	7.8	0.0	
	鶴岡市・温海温泉	山形	1.5			4.8		
	羽黒山	山形				3.0		
	出羽三山	山形	2.0					
湯野浜		山形						
飯坂		福島				1.2	0.2	
福島市		福島				3.0	0.3	
土湯		福島						
磐梯山・磐梯高原		福島	1.2			6.2		
東山		福島				2.8		
芦ノ牧		福島						
高杖・檜枝岐		福島						
磐梯熱海		福島						
郡山市		福島				4.0		
相馬市・原町市		福島						
常磐湯本		福島						
会津若松		福島	1.5			6.0		
喜多方		福島	0.4			4.0		
大内宿・下郷		福島	0.4			2.0		
猪苗代湖		福島	0.2			4.0	0.4	
二本松市(東北サファリパーク)		福島					0.2	

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本 旅遊攻略	
<b>関東</b>								
袋田		茨城						
水戸市		茨城	0.2	0.7		2.0		
潮来		茨城						
那須高原		栃木				7.0		
塩原		栃木				3.0		
鬼怒川・川治・湯西川		栃木	0.0	5.0	0.0	8.7	0.0	
	鬼怒川	栃木		4.9		3.7		
	川治	栃木		0.1		0.2		
	湯西川	栃木				4.9		
日光市		栃木	7.2	19.3	0.0	25.6	6.5	
	日光・東照宮	栃木	5.2	17.9		16.8	6.5	
	日光湯本・中禅寺	栃木	2.0	1.4		8.8		
宇都宮		栃木	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	
	宇都宮市	栃木				4.0		
	益子	栃木						
片品村・沼田市		群馬	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	尾瀬ヶ原・尾瀬ヶ原湖	群馬	0.4					
	丸沼・老神	群馬						
数塚・桐生市		群馬						
水上		群馬						
伊香保		群馬						
草津		群馬						
万座		群馬						
鹿沢		群馬						
秩父市・長瀬		埼玉	0.9					
川越		埼玉						
さいたま市		埼玉						
高麗郷		埼玉		3.0				
銚子市・犬吠(潮来)		千葉						
成田市・佐倉		千葉	1.3					
市川市		千葉				0.2		
東京ディズニーリゾート		千葉	0.2	7.0	2.0	7.3	7.0	
東京都心		東京	17.4	31.7	11.3	37.6	20.3	
東京山手		東京	23.5	51.2	10.1	70.1	36.0	
東京下町		東京	14.9	31.1	8.2	32.1	4.0	
東京都下		東京	2.7	1.0		4.6	2.0	
伊豆大島		東京	0.6					
三宅島・伊豆諸島(伊豆大島以外)		東京	2.5					
小笠原諸島		東京	0.3					
横浜市		神奈川	5.3	23.0	6.0	9.1	8.5	
鎌倉市・江ノ島		神奈川	5.0	16.0			2.0	
川崎		神奈川	0.7					
箱根		神奈川	3.8	21.6	3.1	28.3	6.1	
	箱根(以下の地域以外)	神奈川	2.6			1.0	1.0	
	箱根湯本・塔ノ沢	神奈川	0.3	2.1	0.9	3.5	3.0	
	宮ノ下	神奈川				2.4		
	小涌谷	神奈川		2.3	0.2	4.7		
	強羅	神奈川	0.3	1.6		2.3		
	大涌谷・早雲山	神奈川	0.3	2.8	0.6	1.7	0.6	
	仙石原	神奈川		3.2		1.9	1.0	
	芦の湯	神奈川				4.6		
	元箱根	神奈川	0.3	2.7		2.8		
	芦ノ湖周辺	神奈川	0.1	6.9	1.4	3.7	0.5	
真鶴・湯河原		神奈川						
小田原		神奈川	0.1					
<b>北陸</b>								
瀬波		新潟						
月岡		新潟						
新潟市		新潟	3.0					
佐渡小木(佐渡島)		新潟	5.0					
弥彦・岩室		新潟						
苗場		新潟						
越後湯沢		新潟	0.5					
十日町・安塚		新潟						
妙高・赤倉		新潟						
宇奈月		富山	0.6			2.0		
立山		富山	0.8	5.0		12.0		

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本 旅遊攻略	
富山市		富山	0.8					
庄川・五箇山		富山	1.8					
和倉		石川				4.0		
能登半島(輪島・門前・羽咋)		石川	4.0			8.0		
金沢市		石川	7.4	6.0		29.0		
珠洲市・曾々木		石川	0.7					
白山山麓		石川	1.0					
加賀温泉郷		石川	0.0	0.0	0.0	18.0	0.0	
	片山津	石川				4.0		
	粟津	石川				6.0		
	山代	石川				4.0		
	山中	石川				4.0		
		福井						
芦原・東尋坊		福井	0.2			0.3		
福井市・永平寺		福井	1.6			1.2		
越前市		福井						
	旧武生市	福井				0.5		
	旧今立町	福井				0.6		
越前町		福井				0.4		
池田町		福井				0.6		
敦賀		福井	0.1					
美浜・三方		福井	0.3					
小浜・高浜		福井	0.5	0.0	0.0	0.6	0.0	
	小浜	福井	0.2			0.6		
	高浜	福井	0.2					
	若狭湾	福井	0.1					
中部								
富士五湖		山梨	2.5	4.3	1.2	26.8	7.5	
	山中湖	山梨		0.8	0.3	7.2		
	河口湖・富士吉田	山梨	2.5	1.5	0.3	15.1	7.5	
	精進湖	山梨		0.6	0.2	1.0		
	西湖	山梨		0.7	0.2	1.9		
	本栖湖	山梨		0.7	0.2	1.7		
富士山		山梨	5.5	1.2	4.8	16.0		
石和		山梨						
甲府市・甲斐市		山梨	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	
	甲府市・湯村・御岳昇仙峡	山梨				3.7		
	甲斐市	山梨				0.8		
下部・身延		山梨						
清里		山梨						
松原湖・野辺山		長野						
小諸市・佐久市		長野						
軽井沢・鬼押出し		長野	0.5				3.2	
戸倉・上山田		長野						
長野市		長野	3.5	0.6				
小布施		長野	0.4					
別所温泉		長野	0.5					
野沢温泉		長野						
山之内温泉郷・湯田中		長野	0.5	0.0	0.0	0.0	0.2	
	山ノ内温泉郷・山ノ内町	長野					0.2	
	湯田中	長野	0.5					
霧ヶ峰		長野						
諏訪・塩尻		長野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	諏訪市	長野						
	塩尻市	長野						
松本		長野	4.3	6.2	0.0	0.0	0.8	
	浅間温泉	長野	0.3					
	松本市街・美ヶ原高原	長野	4.0	6.2			0.8	
乗鞍・上高地		長野	2.8	0.0	0.0	6.0	0.9	
	乗鞍	長野	0.5					
	上高地・白骨	長野	2.3			6.0	0.9	
大町市・穂高町		長野	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	
	大町市	長野		0.2				
	穂高	長野	0.8					
白馬		長野	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	白馬	長野	0.3					
	白馬周辺(梅池・八方尾根)	長野	0.8					
戸隠		長野	0.4					

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本 旅遊攻略	
天竜峡・昼神(寸又峡)		長野						
木曾		長野	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	木曾福島	長野	2.5					
	妻籠	長野						
恵那市・中津川市		岐阜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	
	馬籠	岐阜						
	恵那市	岐阜					0.4	
飛騨市		岐阜						
高山市		岐阜	9.1	10.0	0.0	40.5	0.0	
	新穂高・平湯	岐阜	1.1			13.0		
	高山市	岐阜	7.0	10.0		22.5		
	古川	岐阜	1.0			5.0		
下呂		岐阜	0.7			6.0		
岐阜市・長良川		岐阜	1.1			8.3	0.7	
郡上八幡		岐阜	0.5					
白川		岐阜	1.6	4.0		6.2	1.0	
美濃加茂市周辺		岐阜	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	多治見	岐阜	0.5					
	八百津	岐阜	0.3					
	関	岐阜	0.3					
各務原		岐阜					0.9	
熱海市		静岡	0.3	5.0	0.0	0.0	0.0	
	熱海	静岡	0.3	4.6				
	初島	静岡		0.4				
伊東市		静岡	0.3					
三島		静岡	0.3					
熱川・北川		静岡	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	北川	静岡						
	熱川	静岡						
下田市		静岡	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	下田市	静岡	2.8					
	蓮台寺・河内温泉	静岡	0.2					
南伊豆町		静岡	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	弓ヶ浜・下賀茂	静岡						
	石廊崎	静岡	0.1					
修善寺		静岡	0.7					
伊豆長岡		静岡	0.3					
堂ヶ島・松崎		静岡	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	堂ヶ島	静岡	0.5					
	松崎	静岡	0.3					
土肥・戸田		静岡						
御殿場		静岡				5.1		
富士市		静岡						
静岡市		静岡				3.8		
館山寺		静岡						
名古屋市・長久手		愛知	9.0	9.6	8.8	17.6	2.0	
	名古屋市	愛知	9.0	9.4	8.4	17.6	2.0	
	長久手市	愛知		0.2	0.4			
犬山		愛知	2.0	2.5	0.9			
長島・桑名・四日市・鈴鹿		三重	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	
	長島・桑名市	三重				4.0		
	四日市	三重				1.9		
	鈴鹿	三重				1.5		
明和町		三重				4.0		
伊勢市・二見		三重	3.5			29.1	0.8	
鳥羽市		三重	0.5			8.0		
賢島・志摩市		三重	0.5			12.3	1.2	
尾鷲市・熊野市・紀伊長島		三重	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	
	尾鷲市・熊野市	三重				5.0		
	紀伊長島	三重				1.8		
	紀和町	三重				2.3		
	宮川町	三重				1.0		
御在所岳・菰野町		三重				1.3		
伊賀・名張・亀山		三重	0.0	0.0	0.0	11.0	0.0	
	亀山町・関	三重				4.0		
	伊賀市	三重				7.0		
	名張市	三重				5.0		
津・久居・松阪		三重	0.0	0.0	0.0	7.4	0.0	

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本旅遊攻略	
	津市	三重				0.4		
	久居市	三重				1.0		
	松阪市	三重				5.0		
	美杉村	三重				1.0		
<b>関西</b>								
彦根・近江八幡		滋賀	0.8	0.0	0.0	1.3	0.0	
	彦根市	滋賀	0.8			0.6		
	近江八幡市	滋賀				0.7		
大津市		滋賀	1.0			3.4	0.5	
雄琴		滋賀				0.5		
甲賀市		滋賀				0.9		
長浜		滋賀	0.5			0.6		
京都市内		京都	49.0	60.0	26.0	114.7	17.0	
桃山・宇治市		京都	0.5			8.2	0.5	
長岡京市		京都				0.2		
天橋立・丹後半島		京都	1.3	1.0	0.0	2.0	0.0	
	宮津市・天橋立	京都	0.8	1.0		2.0		
	丹後半島	京都	0.5					
	由良浜	京都	0.2					
舞鶴		京都	0.2			0.1		
堺市		大阪		0.1	0.4			
大阪市・東大阪市		大阪	16.0	51.0	11.0	25.4	26.0	
大阪北部		大阪	0.0	0.0	0.3	1.0	0.0	
	池田市	大阪				1.0		
	万博公園	大阪			0.3			
城崎・竹野		兵庫	1.3	0.0	0.0	9.6	0.0	
	城崎・久美浜	兵庫	1.0			9.6		
	竹野・諸寄	兵庫	0.3					
宝塚		兵庫				5.7		
西宮市・甲子園		兵庫				1.7		
神戸市		兵庫	5.3	19.0	0.0	45.0	11.5	
	神戸市・六甲山	兵庫	5.3	18.0		31.1	11.5	
	有馬	兵庫		1.0		13.9		
温泉町		兵庫				6.4		
神鍋高原・出石		兵庫				4.0		
篠山市		兵庫				4.8		
須磨・明石(淡路島)		兵庫	0.5			19.7		
姫路市		兵庫	2.5	2.0		9.5		
赤穂市		兵庫				3.0		
吉野山・洞川		奈良	1.5	0.0	0.0	3.7	0.0	
	吉野山	奈良	1.5			2.7		
	洞川温泉	奈良				1.0		
初瀬・室生		奈良	0.3					
天理市・橿原市・桜井・明日香		奈良	1.8	7.0	0.0	0.6	0.0	
	明日香	奈良	0.5	7.0				
	天理市・橿原市・桜井	奈良	1.3			0.6		
奈良市及び周辺		奈良	10.3	26.0	8.0	39.5	6.0	
	奈良市	奈良	10.3	21.0	7.5	30.1	5.7	
	法隆寺・中宮寺・班鳩町	奈良		5.0	0.5	9.4	0.3	
和歌山		和歌山	0.7			1.1	1.2	
熊野三山		和歌山				7.0		
高野山		和歌山	4.3			4.6		
白浜		和歌山	1.5	0.0	0.0	2.1	2.4	
	白浜・椿	和歌山	0.8			2.1	2.4	
	千畳敷・三段壁・いそぎ公	和歌山	0.8					
勝浦・湯川		和歌山	0.3			2.1	1.3	
川湯・湯ノ峰・本宮周辺		和歌山	1.2			0.6		
串本・潮岬・紀伊大島		和歌山	0.6					
新宮		和歌山	0.5					
<b>中国</b>								
鳥取市・岩美町		鳥取	2.5	5.0	0.0	0.0	0.0	
	鳥取市	鳥取	2.0	5.0				
	山陰海海岸国立公園 ・浦富海岸・東浜	鳥取	0.5					
三朝・関金・倉吉		鳥取						
大山		鳥取	0.5					
米子市・皆生		鳥取	0.2					
松江市		鳥根	4.5					

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本旅遊攻略	
玉造		島根						
大社(出雲)		島根	1.7	5.0				
三瓶・湯抱		島根	0.1					
隠岐		島根	0.4					
津和野・益田		島根	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	津和野	島根	3.8					
	益田	島根	0.2					
仁摩・石見		島根	0.5					
岡山市		岡山	5.3	5.9				
備前・和気・牛窓・伊部		岡山	0.5					
	備前・和気町・牛窓	岡山	0.5					
	伊部	岡山	0.5					
倉敷・高梁		岡山	4.8	9.1	0.0	0.0	0.0	
	倉敷市	岡山	3.8	9.1				
	高梁市	岡山	1.0					
福山市		広島	0.6					
尾道市		広島	0.5					
三原市		広島	0.2					
広島市		広島	5.5	11.0	7.0		1.6	
湯来		広島						
宮島		広島	2.5	4.0	1.0		1.0	
岩国市		山口	1.3				0.4	
湯田・山口市		山口	2.1					
秋吉台		山口	0.7	1.0				
萩市		山口	4.3					
湯本・川棚・俵山		山口	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	俵山温泉	山口	0.5					
	湯本・川棚	山口						
下関		山口	3.5	5.0				
因島など、瀬戸内の下記以外の島			1.1					
<b>四国</b>								
四国八十八箇所巡り		四国	3.5			6.0		
鳴門市・藍住町		徳島	0.4	0.0	0.0	4.8	0.5	
	鳴門市	徳島	0.4			4.3	0.4	
	藍住町	徳島				0.5	0.1	
徳島市		徳島	3.0			8.3	0.9	
阿南市		徳島				0.3		
日和佐・由岐町・牟岐町		徳島	0.8			2.4		
海部町・穴喰町		徳島				1.1		
脇町		徳島				2.1		
祖谷(大歩危・小歩危・東祖谷・西祖谷)		徳島	2.5			6.3		
小豆島・直島・女木島		香川	2.3			5.2		
さぬき市		香川				0.3		
高松市・屋島		香川	4.0			9.6	0.5	
坂出市・善通寺・丸亀市・多度津(鷺羽山・玉野市)		香川	0.8			0.3	0.3	
琴平・観音寺市		香川	2.0			5.2	0.2	
大三島・生口島		愛媛	1.0					
松山市・鹿島		愛媛	5.2	0.0	0.0	11.7	1.0	
	松山市	愛媛	4.5			3.5	0.6	
	道後	愛媛	0.5			8.2	0.4	
	鹿島	愛媛	0.2					
砥部		愛媛				2.2		
今治・新居浜・西条		愛媛	0.3	0.0	0.0	3.2	0.0	
	今治市	愛媛	0.1			3.2		
	西条市	愛媛	0.1					
	新居浜	愛媛	0.1					
面河溪・石縋山		愛媛	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	石縋山	愛媛	0.2					
	面河溪	愛媛						
内子・大洲・八幡浜		愛媛	0.5			5.2		
西予市		愛媛				1.0		
宇和島・松野		愛媛	2.8	0.0	0.0	1.8	0.4	
	宇和島	愛媛	2.8			1.5	0.4	
	松野町	愛媛				0.3		
高知・土佐山田		高知	3.5	0.0	0.0	12.4	1.5	
	高知市	高知	3.5			11.1	1.4	

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本 旅遊攻略	
安芸・芸西	土佐山田町	高知				1.3	0.2	
		高知	0.1	0.0	0.0	3.7	0.0	
	芸西村	高知				1.7		
	安芸市	高知	0.1			2.0		
中土佐町		高知				0.4		
窪川・旧中村市・宿毛市		高知	1.0			1.5		
足摺岬・土佐清水市		高知	0.3			2.1		
室戸・北川		高知	0.5	0.0	0.0	2.8	0.0	
	北川村	高知				1.0		
	室戸岬・室戸市	高知	0.5			1.8		
<b>九州・沖縄</b>								
福岡市・大宰府		福岡	8.3	21.0	0.0	22.5	3.2	
	福岡市	福岡	7.5	19.0		22.5	3.2	
	大宰府	福岡	0.8	2.0				
	北九州市	福岡	1.1	7.0		9.5	2.8	
二日市温泉		福岡	0.1					
久留米・太刀洗		福岡	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	太刀洗	福岡	0.2					
	久留米	福岡	0.3					
唐津・東松浦半島		佐賀	2.2	0.0	0.0	2.0	0.0	
	唐津市	佐賀	1.8			2.0		
	東松浦半島(呼子・名護屋)	佐賀	0.4					
佐賀市		佐賀						
武雄・有田・伊万里		佐賀	0.9	0.1	0.0	3.0	0.0	
	武雄市・伊万里市	佐賀	0.4	0.1		1.6		
	有田	佐賀	0.5			1.4		
嬉野		佐賀				1.0		
杵岐・平戸・五島		長崎	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	杵岐・平戸島	長崎	1.5					
	五島列島	長崎	0.3					
対馬		長崎						
佐世保市		長崎				1.0	0.8	
ハウステンボス		長崎	0.1	2.0		8.0	5.8	
長崎市		長崎	10.5	17.9		11.5	2.0	
小浜		長崎						
雲仙・島原		長崎	2.2	6.0	0.0	4.0	0.3	
	雲仙	長崎	1.0	2.0		2.0	0.3	
	島原市	長崎	1.2	4.0		2.0		
山鹿市・菊池市		熊本	0.5					
熊本市		熊本	5.2	7.0		7.5	1.9	
水俣市		熊本						
天草		熊本	0.3				0.5	
人吉市・えびの市		熊本						
黒川・瀬の本		熊本	0.5					
阿蘇・湯之谷		熊本	3.5	7.0	0.0	4.0	2.2	
	湯之谷	熊本						
	阿蘇	熊本	3.5	7.0		4.0	2.2	
中津市・耶馬溪・宇佐・国東半島		大分	0.6					
別府温泉郷		大分	5.6	12.6		5.5	4.0	
城島高原・湯布院		大分	0.8	3.4		12.5		
牧の戸・筋湯		大分						
佐伯・臼杵		大分	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	佐伯市・津久見市	大分						
	臼杵	大分	0.3					
豊後竹田		大分	0.2					
高千穂・延岡市		宮崎	1.5	2.0				
宮崎市・綾町・西都原・日南市		宮崎	5.3	8.0	0.0	3.0	4.0	
	西都原	宮崎	0.5					
	綾町	宮崎						
	青島・日南・宮崎市	宮崎	4.8	8.0		3.0	4.0	
鹿児島市		鹿児島	6.8	7.2			1.5	
霧島		鹿児島	1.8				0.4	
市比野・湯之元		鹿児島						
指宿市・開聞・山川・知覧		鹿児島	1.4	0.7	0.0	0.0	0.6	
	指宿市	鹿児島	0.9	0.7			0.6	
	知覧・開聞・山川	鹿児島	0.5					
桜島		鹿児島	1.4	2.0			0.7	
種子島・屋久島		鹿児島	2.0					

観光地名	内訳	県名	英語圏	韓国	中国	台湾	香港	世界遺産
			Lonely Planet Japan	日本100倍エンジョイ	日本之旅 A Tour Guide to Japan	MOOK 自由自在	全日本旅遊攻略	
奄美群島		鹿児島						
沖縄本島		沖縄	12.4	23.1	0.0	71.0	4.6	
	那覇市	沖縄	7.5	10.9		31.9	2.0	
	沖縄本島南部 (那覇市以外)	沖縄	1.3	6.0		10.9		
	沖縄市	沖縄	0.6	0.7		3.4	0.1	
	残波岬・読谷	沖縄		0.8			0.2	
	沖縄本島中部 (沖縄市・読谷村以外)	沖縄	0.6	3.9		12.1	0.4	
	本部・名護市	沖縄	0.8	0.8		12.7	0.6	
	沖縄本島北部 (本部市・名護市以外)	沖縄	1.7				1.4	
久米島		沖縄						
宮古島		沖縄	3.5				0.5	
石垣・小浜・南部諸島(宮古島以外)		沖縄	9.5	5.0		12.0	0.5	
慶良間・伊平屋島・伊是名島		沖縄	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	慶良間列島	沖縄	0.5					
	伊平屋島・伊是名島	沖縄	0.1					

## 参考資料4 参考文献

文 献 名	発行年月	発 行 者	出版社
交通拠点のサインシステム計画ガイドブック	平成 10 年 3 月	交通エコロジー・モビリティ財団	同左
旅客船バリアフリー ~ 設計マニュアル	平成 12 年 12 月	交通エコロジー・モビリティ財団	同左
障害者・高齢者等のための公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン	平成 13 年 3 月	財団法人運輸政策研究機構	同左
標準案内用図記号ガイドライン	平成 13 年 3 月	交通エコロジー・モビリティ財団	-
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	平成 13 年 8 月	交通エコロジー・モビリティ財団	同左
ひと目でわかるシンボルサイン：標準案内用図記号ガイドブック	平成 13 年 12 月	交通エコロジー・モビリティ財団	大成出版社
みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料	平成 14 年 3 月	国土交通省航空局	-
公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック	平成 14 年 11 月	交通エコロジー・モビリティ財団	大成出版社
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン追補版	平成 14 年 12 月	交通エコロジー・モビリティ財団	同左
道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成 15 年 1 月	財団法人国土技術研究センター	大成出版社
地図を用いた道路案内標識ガイドブック	平成 15 年 11 月	財団法人道路保全技術センター	大成出版社
わかりやすい道路案内標識に関する検討会提言	平成 16 年 12 月	国土交通省道路局	-
「旅客船バリアフリーハンドブック」旅客船バリアフリー基準の解説	平成 17 年 3 月	交通エコロジー・モビリティ財団	同左
観光活性化標識ガイドライン	平成 17 年 6 月	国土交通省総合政策局観光地域振興課	-
都市鉄道における案内情報ガイドブック	平成 18 年 3 月	財団法人運輸政策研究機構	-